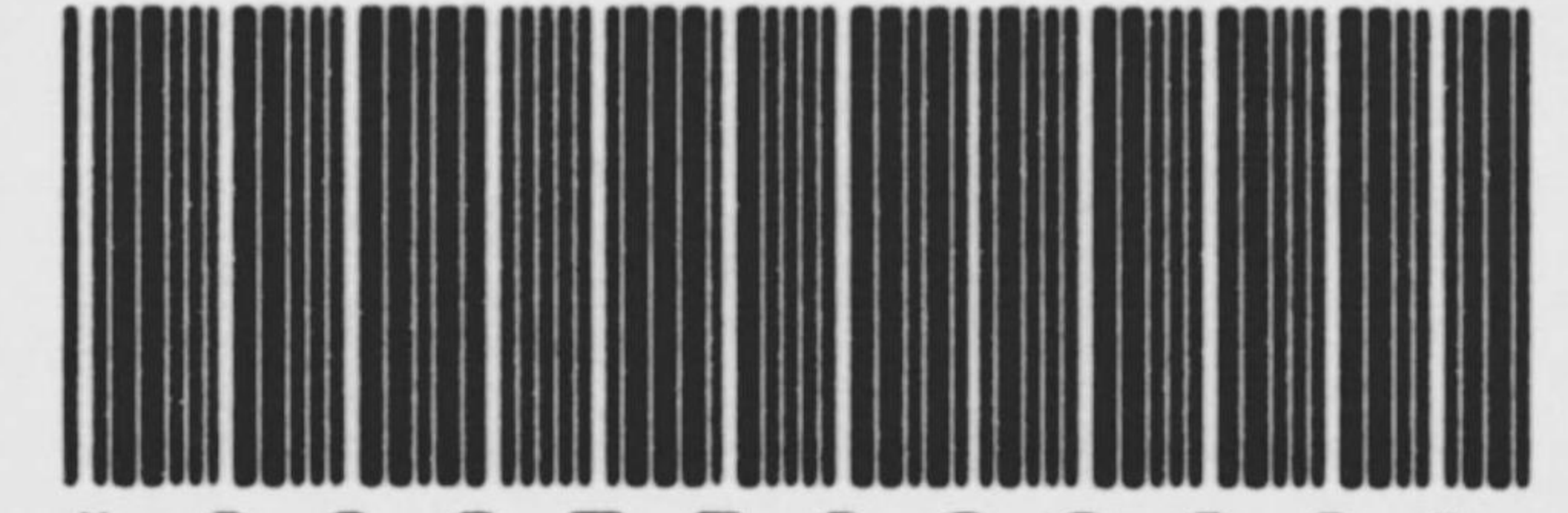


366.1  
R66  
4



\* 0037508000 \*

0037508-000

366.1-R66-4ウ

労働者災害補償保険法の解説

労務行政研究所

昭和22

AGF

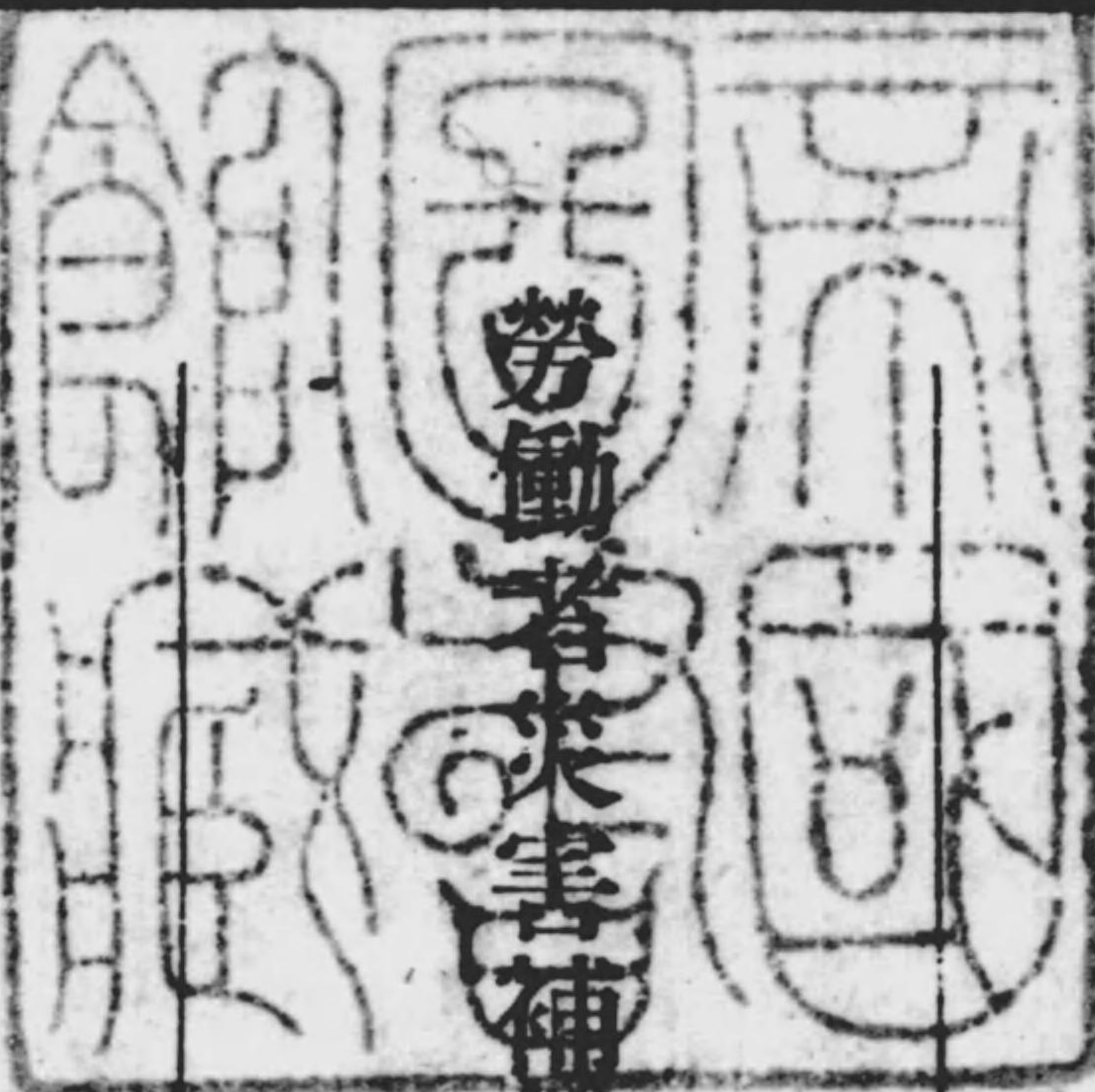


26. 1. 31



69  
35307

366.1  
R66  
9



勞務行政研究所編

労働者災害補償保険法の解説

発行・勞務行政研究所





六 保 險 料	(三〇)
七 會 計	(三八)
八 勞働者災害補償保險委員會	(三九)
九 審査の請求・訴願及び訴訟	(三九)
一〇 その他の事項	(四四)
一一 罰 則	(四六)
第四項 他の社會保險との關係	(四七)
第二編・本法の逐條解説	(四八)
第一章 總 則	(四八)
一 本法の目的	(四八)
二 保險者は政府	(四九)

三 適用 範圍	(五〇)
四 事業の運営	(五四)
第二章 保險關係の成立及び消滅	(五六)
一 保險關係の成立	(五六)
二 保險關係の消滅	(五八)
第三章 保險給付及び保險施設	(六〇)
一 保險給付の範圍	(六〇)
二 療養の範圍	(七〇)
三 休業補償費の支給制限	(七四)
四 保險給付を受けるべき者	(七四)
五 保險給付の支給制限	(七五)
六 損害賠償の請求權	(七七)



七 法律上の保護……………(七八)

八 保険施設……………(七九)

第四章 保 險 料……………(八〇)

一 保険料の算定……………(八〇)

二 保 險 料 率……………(八二)

三 保険料の徴収……………(八四)

四 滞納保険料の強制徴収……………(八七)

五 徴収金の先取特権……………(八九)

第五章 審査の請求・訴願及び訴訟……………(九〇)

一 審 査 の 請 求……………(九〇)

二 保 險 審 査 官 の 權 限……………(九一)

三 訴 願 と 審 査 機 關……………(九二)

四 審査官及び審査會の證據調……………(九四)

五 審査請求及び訴願期日……………(九五)

第六章 雜 則……………(九八)

一 時効及び期間の計算……………(九八)

二 印紙税の免除と戸籍證明……………(一〇〇)

三 報告その他の義務……………(一〇一)

四 行政官廳の臨場検査權……………(一〇三)

第七章 罰則その他……………(一〇四)

一 官吏に對する罰則……………(一〇五)

二 報告検査等に関する罰則……………(一〇五)

三 本法の施行期日……………(一〇六)



- 1 労働者災害補償保険法……………(一一一)
- 2 労働基準法の災害補償規定……………(一一三)
- 3 労働者災害補償保険特別會計法……………(一一五)

### 第一編 本法の概要と政府當局の方針

#### 第十項 本法制定に至る経緯

労働者災害補償保険法が労働基準法の制定に伴つて第九十二議會に提出されて労働基準法の施行と時を同じくして實施を見ることになつた。現行の社會保險制度の改善の指向については、さきに社會保險制度調査會の答申によつてその概要が示されたのであるが、社會保險制度の現状において健康保險と國民健康保險の統合等、その答申にもられた改善案を一時に行ふことは困難であると考えられていたところ、偶々劃期的な「労働憲法」である労働基準法の制定によつて改善の第一着手が行われたのである。

我が國の健康保險、厚生年金保險は從來工場法・鑛業法に基く業務災害に對する事



業主の労働者に對する扶助をも代行する、即ち疾病保険と災害保険とを併せ行つてい  
る社會保険制度であつたが、今回の改正によつて業務災害に關する保険給付を、すべ  
て労働者災害補償保険制度に移したため、その性格を一變したのであつて、この意味  
においてこの制度の誕生は社會保険制度の一大變革をもたらすものといえる。この改  
革の是非については、厚生省當局においても現行制度を是とするもの、改革案を支持  
するものがあつて、甲論乙駁仲々態度の決定を見なかつたのであるが、全國保険官署  
の代表的意見を求めたところ、その案に近い意見が多數あつたので態度を決定するこ  
とができたのである。

この法案の成案を得て第九十二議會に提出するまでの經過は、現在その跡を振り返  
つてみると、實に波らん曲折全くめまぐるしいものであつたことが想起される。

業務災害を一本の保険にするという意見の一致は一應見たものゝ、さてこれを運営  
する機關はどうするか、労働基準法に基ずく使用者の災害補償責任保険とするか、勞

働者を直接の對象とする労働基準法とは一應別個の労働者保険とするか、等々重要な  
根本的な點で仲々關係方面との意見が一致しないため、最初は災害補償保険金庫法案  
をつくり、次いで現行の労働者災害扶助責任保険を焼き直した程度の労働者災害補償  
責任保険法案に変わり、更らに最後に議會の開期の迫まる頃に、現在の法案に改めら  
れたのであつて、この間關係方面との折衝は三十回に及んだのである。しかも愈々成  
案を得て、議會に提出されたのが開期も半ば過ぎた三月十九日であつて、果して今議  
會中に通過・成立するかは豫斷を許さない状態であつたが、他の重要法案の仲間入り  
をし、途中「選挙法」の餘波で通過が若干遅れた程度で、衆議院の委員會三回、貴族  
院の委員會二回の審議を経て議會開會の間際三十日の貴族院本會議を原案無修正のま  
ゝ通過成立したものである。

## 第二項 本法制定の趣旨及び目的



(一) 労働基準法は、従来の労働保護法規である工場法、鑛業法、労働者災害扶助法等を総合統一して一つにまとめたもので、労働者の基本的人権に基づいて労働条件を世界的水準まで高めた民主的立法であつて、その内容にもられた災害補償についても、従来の労働保護法規にくらべて大きな改善が行われたのである。その第一は、労働基準法に基ずく使用者の災害補償義務は同居の親族のみを使用する事業を除いては如何なる小事業の使用者にも適用されることになつたこと(基準法第十條)。第二は、災害補償の額が障害補償費、遺族補償費、葬祭料、打切補償費について大巾に引上げられたことである。

これによつて、労働基準法の災害補償は最低基準をきめたものであつて、災害発生の場合使用者は必ずこの基準の災害補償を履行する義務があるわけであるが、實際の場合、使用者の災害補償の負擔が重くなつて、大きな業務災害が発生したような場合、事業主の中には災害補償を完全に履行できない者もできる。また履行出来たとしても

金策等のため災害補償が遅れることもあつて、折角労働基準法によつて定められた労働者の基本的権利が侵害されることがあり、又使用者にとつてもこの災害補償義務の履行は重い經濟的負擔であつて、特に小事業の使用者にとつては、これがために事業經營に致命的打撃を受けることも考えられる。一例を労働者が業務災害によつて死亡した場合にとると、この場合使用者は平均賃金の千日分の遺族補償費と葬祭料の六十日分を支給しなければならぬが、現在の經濟状態からすると恐らく成年労働者であれば平均賃金は最低三十圓を下るまいが、三十圓としても死亡の場合の災害補償額は三萬一千八百圓の負擔となる。この負擔は小事業では相當過重なものとなつて、多くの場合凡らく右から左へと迅速に補償が行われることは難しいと考えられる。また相當規模の事業でも一時的な大事故のあつた場合に、その經濟的負擔は相當長い間、事業經營上に苦痛をもたらすことが豫想されるのである。そこで業務災害によつて労働者が負傷し、疾病にかゝり、廢疾となり又は死亡した場合に如何なる労働に従事してい



る労働者にも迅速に、公平に保護が與へられる制度が必要とせられるのであつて、これが労働者災害補償保険制度の立案された理由である。

換言すれば労働者災害補償保険制度は、全産業が一體となつて産業互助の精神によつて常時保険料を騰出して業務災害の発生の場合に労働者の災害補償を迅速且つ公正に行い、また労働者の福祉のために必要な施設を行つて保護の完璧を期すると共に使用者の経済負擔の軽減を計つて勞資協調して産業再建を圖らうという社會保険制度であるといえる（法第一條）。

(一) この労働者災害補償保険制度を創設して健康保険、厚生年金保険より業務災害に関する保険給付を除き、また労働者災害扶助責任保険制度を吸収した理由は、労働基準法の制定に伴つて業務災害に對する使用者の補償義務を一本の制度のもとに明確にする必要があつたことがその第一の理由である。次に工場法、鑛業法については健康保険、厚生年金保険があり、土建、林業については労働者災害扶助責任保険があ

つたが、労働基準法は健康保険、厚生年金保険の適用事業、勞災保険の適用事業は勿論それ以外の殆んどすべての諸事業について適用されることになつていたので、現行の社會保険制度を以てしてはその全部にこれを及ぼすことが困難であることも一つの理由である。また労働基準法に定める災害補償の中、休業補償、障害補償、遺族補償葬祭料、打切補償についても、労働基準法は事故發生前の三ヶ月間の平均賃金を基礎とするため健康保険、厚生年金保険の標準報酬制度を以てしては現在のような労働者の報酬の高い時期には、充分その補償額をカバーできないことが、その第三の理由である。なお社會保険制度の將來の動向に關して社會保険制度調査會の立案によれば、社會保障制度への方向を示唆しており、若しこの線に副つて將來社會保険が改善せられるとすれば、業務災害に關するものは當然切り離して一本の制度とする必要があること等も、その理由の一つともいえる。

労働者災害扶助責任保険制度は、從來より勞災扶助法を母法とした制度であるから



同法の廢止によつて當然廢止、吸收されたものである。

### 第三項 本保險制度の概要

#### (一) 保 險 者

保險者は政府とする(第二條)。この保險は前述の通り業務災害に對して労働者の保護を迅速且つ公正に行い、その反面労働基準法に基ずく使用者の災害補償義務を保險するものであつて、労働基準法の施行を圓滑ならしめる行政部面をも擔當するものであるから、他の社會保險と同様労働者の保護の立場より最も妥當と考えられるのである。

保險事業の運営は、中央は厚生省保險局、地方は都道府縣保險課及び社會保險出張所においてそれぞれ所管せしめることになつてゐる。

#### (二) 適 用 範 圍

この保險の適用を受ける事業(事務所を含む)は、労働基準法の適用ある全事業であるが、事業の規模と災害の危険性の高低によつて、これを強制適用と任意適用とに區分して實際に則した運営を圖るよう留意してゐる(法第三條)。

##### (1) 強 制 適 用

強制適用を受ける事業は、大體從來の工場法、鑛業法、労働者災害扶助法の適用のあつた事業の種類に該當する事業を選んでいる。工業、鑛業、運輸業については常時五人以上の労働者を使用するものを強制とし、土木建築業、海陸仲仕業、森林事業については常時労働者一人以上を使用するものと臨時的な事業については使用労働者延三百人以上を要する事業を強制することとしたのである(法第三條第一號)。

この強制適用規模を設けた理由は、これ以上の小規模の事業に保險加入を強制しても適用洩れを生じ易いことと、危険率の上から云つても大きな災害は生じないのであるから寧ろ使用者の任意加入にまかせた方が事業運営上公正であるし、又事務的



にも利便であると考えられたからである。なお、労働者の保護の見地から強制適用の規模に該當しない小事業でも危険有害作業を伴う事業（工場法施行令第三條等の事業）は命令を以て強制加入の指定をしてゆく方針である（法第三條第一項第三號）。その外、強制適用事業を包含する事業はこれを強制適用する豫定である。

### (2) 任意適用

労働基準法の適用事業で強制適用を受けない事業、事務所はすべて任意適用事業とする（法第三條第二項）が、國の直營事業、官公署は全然この保険の適用を除外している。なお強制適用事業にあつても本社事務のみを行う獨立の事務所については業務の性質上これを強制する必要性は乏しいので、これを本來の事業と切り離して事務所のみを任意適用とする豫定である。

### (3) 事業の意義

労働基準法第十條に謂う「事業又は事務所」の意義は、廣く一企業形態を指す場

合と、狹義に個々の工場、事業場、事務所を指す場合とに色々解釋されているのであるが、法第三條の事業は本保険においては、事業運営上、事業の行われる場所、即ち工場、事業場、事務所を指すこととしてゐる。

### (三) 保険關係の成立及び消滅

保険の效力發生は、保険關係の成立によつて生ずるのであるが、保険關係の成立とは、平たくいえば保険加入の事實の發生を指すものである。一つの事業について使用者が保険料納付の義務を負い、保險者がその事業の労働者の業務災害に對して保險給付をする義務が發生する状態を指すものである。逆に保険關係の消滅とは保險よりの脱退の事實が發生した場合を指すものであるが、保険關係が消滅しても保險關係の成立していた事故に對しては、その使用者が災害補償をする義務がある限り、この保險においてその労働者に保險給付をすることとなるので、この關係については脱退後も存続する點は注意を要する點である。



### (1) 保険關係の成立

保険關係成立の條件は、強制適用事業と任意適用事業とによつて異つてゐる。強制適用事業については事業の開始の日又はその事業が強制適用事業の規模に該當するに至つた日から、保険關係が成立するのであつて、この場合届出の如何は問題でない(法第六條)。任意適用事業については使用者が保険加入の申込みをし、政府が承諾をしたときにその日から保険關係が成立する(法第七條)。任意適用事業に使用される労働者の過半数が、その事業につき保険關係の成立を希望する場合は、使用者はこの保険に加入しなければならぬこととなつてゐるが、この場合においても使用者が加入申込みをし、政府の承諾のあつた日に保険加入者となることは普通の任意加入の場合と同様である。若し使用者が、加入申込みを拒んだ場合は、その旨を監督官廳に申出れば使用者をして加入せしめる措置を講ずる考である。

土木建築事業など數次の請負によつて行われる場合には一事業につき數人の使用

者があるので、元請負人のみを保険加入者として、保険運営の技術上の便宜を期したのである。然し元請負人と下請負人との間に書面を以つて補償の契約をしたときは、補償義務は明らかに下請負人にあるのであるから保険料の負擔については、元請負人に對して下請負人は自己の使用する労働者に交拂う賃金に對する保険料の分を負擔すべきである。

保険加入の際強制適用事業であつたものが、その後規模を縮小して任意適用事業に該當するに至つたときは、その事業につき法第十一條の保険關係の意思表示のない限り自動的に任意加入の承認があつたものとして、實際の場合に應じられるよう工夫した(法第九條)。

### (2) 保険關係の消滅

保険關係の消滅とは、一口にいえば保険の脱退をいふのであるが、脱退の條件も當然脱退と任意脱退とに區分することができる。



(イ) 當然脱退 Ⅱ 保険加入をしている事業が廢止又は終了したときは當然保險關係はその翌日から消滅する。これは事業の廢止又は終了事實の發生によつて保險關係が消滅するのであつて、届出は消滅の事實を通知するに過ぎないもので消滅の要件ではない。

(ロ) 任意脱退 Ⅱ 使用者の意思によつて事業の廢止又は終了によらず任意に保險を脱退することが出来るのは、任意適用事業の使用者で任意に加入した保險加入者のみができることになつてゐるが、この任意の脱退も純然たる保險加入者の意思にのみよらず労働者の意思をも參酌することになつてゐる(法第十一條)。即ち任意加入者が事業の廢止又は終了によらず脱退しようとするときは、自己の使用する労働者の過半数がその脱退について同意したことを必要とすることと、保險加入してから一年を経過した後でなければならぬこととして任意加入者がこの保險を悪用することを防止してゐるのである。

#### (四) 保 險 給 付

この保險の保險事故は法第一條に明らかにされてゐる通り労働者の業務上の事由による負傷、疾病、廢疾又は死亡である。業務災害による労働者の負傷、疾病に對して療養補償を、廢疾に對して障害補償を、死亡に對しては遺族補償、葬祭料、又負傷、疾病、廢疾に關連したものについて打切補償費を支給するものである。保險給付としての災害補償は以上の六種類であつて、その補償の事由は労働基準法の第七十五條乃至第八十一條に規定されてゐる事由を指してゐる(法第十二條第二項)。

こゝに注意を要する點は、この保險は労働基準法の定める災害補償そのものを保險する、即ち労働基準法の附屬制度ではないのであつて、あくまでも法第一條の趣旨に基づく一つの獨立した制度であるという點である。従つてその保險する保險給付の範圍も一應労働基準法にその基準を置いたが、將來はその基準以上の保險給付をこの保險自體で行うことも可能である。



保険給付たる災害補償の事由を労働基準法の災害補償の事由としている關係上、業務上の事由であるかどうかの判定の基準も一應労働基準法と同一となるので、この點についての説明は労働基準法の解釋によるものと承知されたい。

(1) 保険給付の種類及び範圍

(イ) 療養補償費 労働者が業務上負傷し、疾病にかゝつたとき使用者は必要な療養を施し又は必要な療養の費用を負担しなければならないのであるが、この保険ではその療養費用が一定金額(百圓を超える)を超える部分について使用者に代つて直接労働者に保険給付をする(法第十二條第一項第一號)。給付の方法は原則として療養に要した費用を現金を以て支給するが、政府は命令で定める場合には現金の給付に代えて療養の給付をすることゝしている。こゝで命令で定める場合とは如何なる場合を指すかといふと、この保険の直營病院、健康保険の直營診療機關又はこの保険の診療に關して特定の診療協定をした醫師、齒科

醫師について労働者が診療を受ける場合に限る考である。次に、問題となるのは療養に要した費用は命令で定める一定金額を超えるものについては全額を療養補償費として支給されるものであるかといふ點である。この點は、保険が労働基準法に定める災害補償をその基準として保険給付するという建前から、社會通念上甚だしく不當な高額のものを除いては、一般の場合全額を療養補償費として支給し使用者の差額補償の問題を生ぜしめない方針である。然し療養補償費が支給される療養の範圍は診療、藥劑又は治療材料の支給、處置手術その他の治療、病院又は診療所への收容、看護、移送の範圍である。この範圍は、労働基準法第七十五條第二項にいう命令で定める療養の範圍と同一である。

看護又は移送については保険給付の公平を期し、濫求を防ぎ、眞に必要なものに限る方針であるから、事前に承認申請をとらしめることになるかと考える。な



お、療養の際労働者において現金がないため使用者がその費用を立替えて療養を受けしめた場合は、その労働者の療養補償費の受取については使用者が労働者から委任を受ければ使用者に直接療養補償費を支拂つて労働者の保護が迅速に行われるよう措置してゆく方針であるが、出来得れば療養補償費の概算先拂いの方法をも採用してこのような場合に迅速な保護をしてゆきたい考えで省令の作成を急いでいる。

(ロ) 休業補償費 労働者が業務上の負傷、疾病のため、労働することができな  
いために賃金を受けない場合においては、使用者は労働者の療養中平均賃金の  
百分の六十の休業補償を行わなければならないことを労働基準法第七十六條は  
規定しているが、この保険においては休業七日を超える部分の休業、即ち八日  
以上の休業について右の休業補償を行うことになつてゐる。休業補償一日の支  
給額は労働者の事故發生前三ヶ月間に支拂われた賃金の總額をその期間の日數

で除した平均賃金の百分の六十である。この平均賃金は労働基準法第十二條の  
平均賃金を指す(法第十二條第四項)のであるが、これについては後述する。

休業補償費の支給を受けるべき期間に使用者から賃金を受けたときは、休業補  
償費からその支給を受けた賃金を控除したものを支給することを規定している  
(法第十四條)。この規定は労働者が保険者と使用者から二重に休業補償を受け  
られない趣旨を規定したものであるから、労働協約又は扶助規則等でこの保険  
から受ける休業補償費以外に賃金を支給する規定があるときは、その賃金は休  
業補償費から何等控除するものではない。要は、労働者の不當の利得を排除す  
る意味のもので、實際の運営に當つては、労働協約による場合を除いては労働  
者が休業補償費の支給を受ける期間に平均賃金の百分の四十を超える賃金を受  
けたときは、その超える部分だけを休業補償費より控除する方針である。つま  
り休業補償と賃金との合計額が平均賃金の百分の百を超えないようにしたい。



なお、將來の休業が確實に労働不能なることが證明できる場合で、労働者に特別の事由あるときは労働不能期間の見込期間に對して休業補償費の概算拂いをする方法を採用したいと考えている。

(ハ) 障害補償費 労働者が業務上費傷し疾病にかゝり、癒つたときに身體障害を胎したときは、使用者はその障害の程度に應じて平均賃金に一定の日數を乗じた金額の障害補償を行わなければならないことを労働基準法は規定している。この保險においては使用者に代つて労働基準法の規定する障害補償を直接労働者に行ふことにしているから、その障害等級支給日數及び身體障害分類はすべて労働基準法に定めるものを準用している(法第十二條第一項第三號及同第二項)。障害等級八級以上の身體障害を胎した者に對する障害補償は、原則として分割拂いを行ふ豫定である。この分割拂いについては他の保險給付との關連があるから後述にゆづる。

(ニ) 遺族補償費 労働基準法は労働者が業務災害によつて死亡した場合には、使用者は遺族又は労働者の死亡當時その收入によつて生計を維持した者に對して平均賃金の千日分の遺族補償費を行わなければならないことを規定しているが、この保險においては、これと同様の遺族補償費を支給する(法第十二條第一項第四號)。この遺族補償費も原則として分割拂いを規定しているが、補償費の支給を受ける遺族の順序については命令で定めることになつてゐる。新憲法施行に伴う民法の應急的措置に關する法律によれば、遺族補償費又は死亡した労働者が受けるべきであつた保險給付の支給は、從來と異つてすべて遺産相続になつるので相続人が多數ある場合は分割してこれを數人に支給することになると考えらる。

(ホ) 葬祭料 労働基準法は労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は葬祭料を支拂ふなければならないことを定めてゐる。この保險においては、こ



れと同額の葬祭料を葬祭を行うべき者に支給する（法第十二條第一項第五號）。従つて工場葬又は事業主において葬祭を行つたときにもこの葬祭料は葬祭を行う義務のある者、即ち喪主に支給することになるので、現實に葬祭を行つたかどうかは支給の條件ではない。

(ハ) 打切補償費 労働者が業務上負傷し疾病にかゝり、その療養を開始してから三年を経過しても負傷又は疾病が癒らない場合は、使用者は平均賃金の千二百日分の打切補償を行つて、その以後は他の一切の補償を打切ることができ、これを労働基準法（第八十一條）は規定している。この保険においてもこれと同様の打切補償費の支給をする（法第十二條第六號）。打切補償費は使用者から申出で政府の認定によつて支給するものであるから、この保険においては、別段労働者より打切補償費の支給の申請がない場合でも必要と認めるときは、これを一方的に支給して以後の一切の保険給付を打切ることができ、これを命令で規定する豫定である。

## (2) 保険給付の分割拂

身體障害等級第一級乃至第十級の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は、命令の定める期間に分割してこれを補償を受ける者に支給することを原則とする。これらの災害補償は労働者又は遺族の將來の生活費の補給を意味しているのであつてその保障の立場から、これを年金として支給する方が災害補償の目的に合すると考えられて、分割拂の方法を採用したのであるが、補償を受ける者に特別の事情のある場合とか、經濟事情の不安定な現今のようなときには主務大臣においては一時拂とすることができ、分割によつて労働者の利益を害することのないよう考へている。

分割の期間又は年金額は、命令でこれを定める。大體において身體障害第一級乃至第六級までの障害補償費、遺族補償費については六年分割、障害補償費第七級は



四年、第八級は三年、第九級及び第十級は二年の分割とする豫定である。分割拂の支給金額は一時拂の金額に分割期間に應じた金利を附したものとするのであつて、六年分割の場合は労働基準法別表第二の支給日数によることになつてゐる。

(3) 平均賃金

休業補償費、障害補償費、葬祭料、打切補償費の算出の基礎になる平均賃金とは労働基準法第十二條にいう平均賃金を指すものである(法第十二條第四項)。即ち、平均賃金とは、これを算定すべき事由の發生した日以前三箇月間に、その労働者に対し支拂われた賃金の總額を、その期間の總日數で除しをものであるが、この賃金總額の中には業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のため休業した期間、産前産後の女子の産前産後の一定休業期間、使用者の責に歸すべき事由によつて休業した期間試の使用期間に對して支拂われた賃金とか、臨時に支拂われた賃金及び三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金並に通貨以外のもので支拂われた賃金で労働基準法の省

令で定める一定の範圍に屬しないものは算入しない。

日傭労働者についてはその平均賃金は従事する事業又は職業について主務大臣の定めた賃金を平均賃金とする。即ち、土木建築事業に従事する大工、左官、土工等平均賃金の算出が困難なものについては主務大臣が標準賃金を告示してこれを平均賃金として實際の場合に則するようである。また雇入後三ヶ月に滿たない労働者についての平均賃金は、事故發生前の雇入後の期間に支拂われた賃金をその期間の日數で除したものを平均賃金とする。

以上の計算によつて平均賃金を算出できない者についての平均賃金は、主務大臣の定めた基準によることになる。

休業、障害、遺族、葬祭、打切、各補償費の請求の際は、その請求書に平均賃金算出の基礎に關する使用者の證明をさせるが、この場合には労働基準法第百八條の賃金臺帳の寫を添付させる見込である。



(4) 保険給付の支給制限

保険給付の支給制限規定は次の通りである。

(イ) 保険加入者が左の何れかに該当したときは、保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

1 保険料算定又は保険給付の基礎である重要な事項について不實の告知をしたとき(法第十七條)。

2 故意又は重大な過失によつて保険料を滞納したとき、又は補償の原因である事故を生じさせたとき(法第十八條及第十九條)。

(ロ) 労働者が故意又は重大な過失によつて災害を受けたときは、保険給付の全部又は一部を支給しないことができる(法第十九條)。

使用者(保険加入者)の故意又は重大な過失によつて労働者に対する保険給付が制限されることは、他の社會保険にその例を見ないのであるが、この保険は、労働者

の保険であると同時にその保険給付は労働基準法に基ずく使用者の災害補償義務を免責するものであつて、使用者の保険であるという面を持つてゐるから、その違反行為によつて使用者が不當の利益を受けることを防ぐのは當然の規定と考えられるのである。又、労働者に対する補償の確保という立場からも給付の制限を受けた労働者は、労働基準法に基ずいて使用者より補償を受け得られるものであるから給付制限は労働者にとつては、不利益とはならないが、若しも使用者に補償をする資力がなないときは労働者に対する補償の確保ができないから、この場合のみは給付制限を行わないで實際に則した運営をしてゆく方針である。

この給付制限規定の目的とするところは、未然に不當の行為を防止して事業の運営を圓滑にすることが主眼であるから、給付制限をする場合は、この制度の趣旨に副うよう慎重に措置しなければならない。故意又は重大な過失の判定については具體的にこれを定義することは難しいが、個々の場合にはその認定の上に充分注意し



てゆく考えである。法第十七條の保険料算定の基礎である重要事項とは賃金総額又は事業の種類等を指し、保険給付の重要基礎とは平均賃金、休業日数等を指すものである。法第十八條の保険料滞納の場合とは、主として強制適用事業がその適用をのがれるため届出を怠つていた使用者が、災害発生してから届出をして届出前に遡つて給付をうけようとする場合を防ごうとする趣旨が主な目的である。

#### (五) 保険施設

この保険においては單に労働基準法の災害補償を基準とした保険給付を行うばかりでなく進んでこの保険の適用を受ける事業の業務災害に關して労働者の保護のため、必要な保険施設を行うことになつてゐる(法第二十三條)。保険施設として法律に明示されているものは左の施設である。

- 一、外科後處置に關する施設
- 二、義肢の支給に關する施設

#### 三、休養又は療養に關する施設

#### 四、職業再教育に關する施設

#### 五、その他必要と認める施設

外科後處置は負傷治療後、なお機能障害を胎し、外科的處置によつて機能恢復の見込みある者にこれを行うものである。休業又は療養の施設としては温泉保養、療養の施設、災害病院の設置、救急薬品の配置等があり、また職業再教育に關する施設としては業務災害による轉職者の職業補導を行うのであるが、これは職業補導所による補導、委託による補導等を考へてゐる。その他の施設としては安全研究、指導、職業病の研究、豫防の指導等が豫定されてゐる施設である。

要するにこの保険においては災害豫防に關して使用者の行うべき施設とか、労働者の福利厚生施設等保険給付としてこの保険において行うものを除いて必要とする凡ゆる施設を行うことができるのである。しかし實際に當つては保険施設費豫算の制約



をうけて、その保険施設種類も制限せられるので、今の處は眞に必要とする施設を行う方針をとつてゐる。保険施設費豫算額は大体保険給付費豫算額の百分の五程度に止める考へである。

#### (六) 保 險 料

労働者災害補償保険事業の運営の費用に充てるため保険加入者から保険料を徴収する(法第二十四條)。この保険においては、國庫の負擔が全然ないから、事業費(事務費、保険給付費、保険施設費)のすべては保険加入者の負擔する保険料を以て賄ふことになる。労働者のこの保険に對する負擔のないのは、前述の通りこの保険は實質的には使用者の保険であるからである。

#### (1) 保 險 料 の 額

使用者の負擔する保険料の額は、その事業に使用するすべての労働者に支拂つた労働基準法第十一條に謂う賃金の總額に保険料率を乗じて得た金額である(法第二十

五條)。この賃金總額より除外するものは労働基準法第十二條の平均賃金の算出の基礎である賃金總額から除外するものと合致するよう命令を以て定められることになつてゐる。即ち、労働者に支拂つた賃金、給料、手当、賞與その他名稱の如何を問はず労働の對償として支拂うすべてのもの、總額から左の賃金を除外したものとす

る豫定である。

一、三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金。

二、臨時に支拂われた賃金。

三、通貨以外のもので支拂われた賃金で一定の範圍に屬しないもの(一定の範圍及び評價に關して必要な範圍は、労働基準法の命令で定めるものを準用する)。

四、労働基準法第十二條第三項に定める休業した期間に支拂われる賃金。

#### (2) 保 險 料 率

保険料は賃金を基礎として定めた料率に基づいて算出する。この保険料率は適用



事業の過去五年間の災害率を基礎として主務大臣が告示をもつて定める(法第二十六條)。この場合には豫め草案について労働者災害補償保険委員会の意見をきくことになる。

保険料率は六等級に区分して賃金一圓當りについて定めるのであるが、その基礎となる過去五ヶ年間の災害率は、各産業毎に算出して(例えば金屬工業に屬する全事業の五ヶ年間の災害率を基礎として金屬工業における賃金一圓當りの保険料率を算出する)その所屬の等級をきめるのである。この法律施行後の五年間の災害率については、現在において得られる最も確實な統計資料を基礎として労働者災害補償保険委員会に諮つて決定する(法第五十六條)。

### (3) 保険料率適用の例外

常時三百人以上の労働者を使用する個々の事業についての過去五ヶ年間の災害率が、同種の事業の災害率に比べて非常に低率であるとき、又は逆に災害率が非常に高いときはその事業について適用する保険料率は同種産業の保険料率以外の保険料率を適用することができ(法第二十七條)。この規定は法施行後六年以降に實施されるのであるが、これによつて大工場の安全思想の高揚に効果あらしめようとするものであつて、從來この種保険制度の缺點とされた災害豫防思想を薄くするという點を幾分なりとも是正できるものと考え。たゞ常時三百人以上の労働者を使用する事業にのみこの規定を適用することとしたのは、これ以下の事業については保険技術の上からその適用が不可能であるという理由に基ずくもので、又災害率の計算を五年間の期間に置いたことは計算の基礎を確實ならしめる考えによつたものである。

### (4) 保険料の徴収

保険料は年度の初め又は保険加入のとき概算保険料にて前納し、年度の終り又は事業の終了の際にこれを精算する。



(イ) 概算保険料

1 概算保険料の額又は納期

保険加入者は毎年四月一日から翌年三月末日までに使用する總べての労働者に支拂う賃金總額の見込額に、保険料率を乗じて得た概算保険料を四月一日から三十日以内に納付する。保険年度の中途から保険加入者となつた者は、保険加入の日から三十日以内に、その年度の終りまでの概算保険料を納付する。以上は工場、鑛山、その他の永續的事業における概算保険料の額及び納付方法である。土木建築事業のように、事業の開始から終了までが豫定される事業については、その保険加入者は、その事業の全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金總額に保険料率を乗じたものを保険加入の日より十四日以内に納付するのである(法第二十八條第二項)。

保険料を概算前納にて徴収する理由は、この保険については全然國庫の負擔がなく創設の資金又は年度當初の事業資金を確保する必要があること、又土木建築事業等短期間に終了する事業等については、前納させることによつて保険料を確保し得ることなどが、その主な理由で、要は保険經濟の基礎を強固にするためである。

2 概算保険料の分割徴収

概算保険料は毎年、その保険年度(四月から翌年三月まで)に屬するものを、年度の當初又は保険加入の當初に一括して納付するのが原則である。然し保険加入者の便宜のために特に希望のあるときは、その概算保険料を分割して納付することができることを定めている(法第二十八條第三項)。

分割の程度、分割保険料の納期は、命令で定めるのであるが、大體保険年度を三期に分け四箇月毎に分割して納付することができるようにする方針である。但し、第二十八條第二項の事業の期間が豫定される事業については、その事業



期間が一箇年を超えるものについてのみ一箇年毎の分割納付を認める方針である。

### 3 概算保険料の追徴

事業の擴張、又は豫定の間違い等のため保険年度内に前納した概算保険料の算出の基礎になつた賃金総額の見込額に相當大きな變更が生じたとき、又保険料率の變更のあつたとき、その他調査の結果賃金総額の見込額の報告に大きな誤りのあつたとき等々、かゝる場合は政府は概算保険料を追加徴収することができ、この場合には保険加入者の報告に基ずき、又は行政廳の一方的な決定によつて追加保険料を算定して納入告知書を發することになる。その變更の程度が非常に小さいような場合には、一々報告をとつて保険料の追徴をすることは事務繁瑣であるから保険料精算の場合において行い事務の簡捷を圖つてゆく考えである。

### (ロ) 保険料の精算

概算保険料は保険年度の末日又はこの保険關係の消滅する日において、保険年度開始の日又は保険關係成立の日からその保険年度の末日又は保険關係の消滅の日までの期間に、實際に労働者に支拂つた賃金総額に基ずいて算定した確定保険料が、その期間中の概算保険料に比べて多い場合は、その分を追加徴収し少ない場合はその分を返還することになる（法第三十條第一項）。

この精算保険料は保険年度の末日又はこの保険を脱退するとき保険加入者から實際に支拂つた賃金総額の報告をうけてこれに基ずいて算定するのであるが、この賃金総額は労働基準法第八條の規定によつて使用者が作成する賃金臺帳の内容と一致すべきである。なお、精算によつて返還する保険料があるときは保険關係の消滅した場合を除くの外は、次年度の保険料に充當し、その旨を當該保険加入者に通知することになつている（法第三十條第二項）。



保険料を分割納付する保険加入者についても保険料の精算は、保険年度の末日又は保険関係の消滅の日において行うものである。

(ハ) 保険料の強制徴収

この保険の保険料、督促料その他の徴収金が滞納されたときは、これを強制徴収することができる(法第三十一條)。強制徴収は精算保険料は勿論、概算保険料に對してもこれを行うことができる。

保険料が滞納された場合は、政府は先ず納期限を指定して督促状を發して督促し、その納期限を過ぎて、なお滞納が続けられているときは、國稅滞納處分の例によつて、處分をするものであるが、督促手續、督促料、先取特權の順位、保険料その他徴収金に關する書類の送達等、強制徴収手續についてはすべて健康保険、厚生年金等と同様である(法第三十二條乃至第三十四條)。

(七) 會計

労働者災害補償保険事業は使用者の負擔する保険料を以て労働者の災害補償を保障する特別な國家事業であるから、この事業を經營するため、労働者災害補償保険特別會計を設置して特別の經理をする必要がある。この特別會計は労働者災害補償保険における保険料積立金から生ずる利子、借入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、保険金、保険料の返還金、保険施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事業取扱費その他の諸費を以て歳出としている(特會法第二條)。

この會計において決算上剩餘金を生じたときは、これを積立て、不足を生じたときは積立金から、これを補足することになつてゐる(特會法第十三條)。なお、現行の労働者災害扶助責任保険特別會計は、この特別會計施行と同時に廢止され、その屬する權利義務及び積立金はすべて新特別會計に引繼がれることになつてゐる(特別會計法附則)。

(八) 労働者災害補償保險委員會



この保険の事業經營の民主化を期するため、事業の重要な事項を民間代表者によつて組織される労働者災害補償保険委員會に諮つて決定して行くのであるが、その委員の構成は、全国的な労働者の團體から推薦された労働者の代表たる委員、全国的な使用者の團體の推薦に基づいた使用者の代表たる委員及び公益を代表する委員（官吏、學識経験者）各六名によつて組織される民主的なものである。

この委員會において審査する重要な事項とは、法第五條に定めるもの、外命令で具體的に定められるが、大體保険料率の決定、保険施設の實施計畫、豫算、決算、療養補償費の支給基準及び積立金運用處分等の重要事項である。なお、委員會は政府の諮問に應じて審議を行うばかりでなく、自らすゝんでこの保険の運營に關して政府に建議することができる。委員會の組織その他必要な事項は委員會規程、委員會々議規則によつて定める豫定である。

#### （九） 審査の請求、訴願及び訴訟

保険加入者、労働者のこの保険に關する権利の救済を圖るため、簡易審判機關である専門的な保険審査官と保険審査機關とを設置している。先ず保険給付に關する決定に異議のある者は、各都道府縣に設置される保険審査官に對して審査の請求をし、その決定に不服のある場合は、各都道府縣に設置される保険審査機關（労働者災害補償保険審査會とする豫定）に審査を請求することができる。この審査の請求は、保険給付の決定又は審査の決定の通知又は決定書の交付をうけてから六十日以内に行わなければならない（法第四十條）。この審査の請求は原則として文書によつてなすものであるが口答でも差支えない。

保険審査機關の決定について更に不服のある場合は、決定書の交付をうけてから六十日以内に地方裁判所に訴を提起することができる（法第三十五條第一項）。

保険加入者が保険料その他この保険の徴收金の賦課又は徴收の處分につき訴願のあつたときは、主務大臣は保険審査機關の審査を経て裁決をする。なお、保険審査官又



は保険審査機關に關して必要な事項は勅令、省令で詳細を規定する豫定である。

(イ) 保険審査官

保険審査官は保険給付に關する第一次の審査機關で各都道府縣に設置される。保険審査官は保険給付を受けるべき者から審査の請求のある場合は勿論、審査の請求がなくとも争のあるとき又は必要と認める場合は、職權を以て自ら審査することができるのであつて、常に労働者に接觸して誰でも極めて簡易に審査をうけ得られるようにして、どしどし即決的な裁定をし迅速にして公正な保護を行うことを目的とした最も民主的な審査機關とする考である。保険審査官となる者は独自の立場で裁定をなす權限を持つものであるから、この保険並に労働關係の事情に精通した公正な判斷力を持つ者を以て充てることが適當であらう。なお、保険審査官は審査のため必要があるときは、官吏、吏員の意見を求め、使用者、労働者から報告を求め出頭を命じ又は醫師に診斷、檢案をさせることができる(法第三十六條第二項)。従つ

て、その職務上出來得れば労働基準監督官を兼任させて、その執務を行わせることが出来るようにしたいと考えている。

(ロ) 保険審査機關

保険審査機關はこれを各都道府縣單位に設置する豫定であつて、審査會の構成は労働者を代表する者、使用者を代表する者、及び公益を代表する者、各々同數を委員としてこれを組織するが、この保険の保険給付は、労働基準法による使用者の災害補償義務を免責するものであるから、その決定に異議のある場合の裁定は労働基準法と食い違ひを生じてはならない。従つて審査會の委員は労働基準法第八十六條の規定による労働者災害補償審査委員會の委員と同一人を以て充て、審査の公正を期してゆく考である。

この審査會の權能は、保険給付に關する保険審査官の裁決に不服のある場合の第一審を行うことと、保険料その他この保険の徴收の賦課又は徴收の處分に關して訴



願のあつたときその審査をすることであるが、審査のため必要があるときは證人又は鑑定人の訊問その他の證據調をすることができるのである（法第五十九條）。

（二〇）その他の事項

この保險の事務の執行に必要な諸事項を雜則に規定した。この雜則の規定は、健康保險、厚生年金保險その他の社會保險と同様國の保險事業として必要な事項である。

（イ）先ず保險給付の請求權、保險料の徵收權、保險料の還付の請求權、消滅時效については二年の短期消滅時效を定めたのは、勞働基準法の災害補償の請求權の消滅時效と一致せしめたことと、保險事務運営の便宜とに基づいたものである。

（ロ）この法律に基ずく期間の計算、印紙税の免除、戸籍の無償證明に関する規定は他の社會保險と同様である。

（ハ）命令の定める場合は、保險加入者、勞働者に對して報告義務、文書の提出又は提示の義務を規定している。この命令で定める場合とは、省令で規定する諸届

手續の規定又はこれらの事項に關して行政廳の照會する事項である。從來の社會保險と異なる點は、行政廳が新たに保險加入者、勞働者に出頭義務を課したことであるが（法第四十六條及第四十七條）、これは從來行われていたことを法律に明らかにしたものである。その他行政廳が必要ある場合は當該官吏、吏員をして事業の行われる場所（事業所）に臨檢して關係者に對して質問し、又は帳簿書類の検査をする權限を定めている（法第四十八條）。この場合官吏又は吏員は行政廳の正當な權限によつて發せられた令狀に代るべき臨檢の票を携行することになつてゐる。

なお、行政廳は保險給付に關して必要があるときは關係官吏、吏員に、醫師、齒科醫師につき診療録その他の帳簿書類を検査させることができることゝしている。これは勞働者の負傷、疾病に關する療養補償費、休業補償費、障害補償費を支給する場合に、その決定上、調査の必要ある場合であつて、この場合も



検査を行う官吏及び吏員は命令の定める臨検票を携行しなければならない。

その他この法律の施行に關する細則は、命令でこれを定めることになつてゐるが、労働者災害補償保険委員會に關するもの、保険審査官及び保険審査機關に關するものを除いては、すべて細則は厚生省令を以て定める豫定である。

#### (一一) 罰 則

この法律における違反行爲については、從來の社會保険に比べて遙かに重い罰則が規定されている。即ち保険加入者又は労働者の違反行爲については六ヶ月以下の體刑を科したことは、この保険と關連ある労働基準法に於ける同程度の違反行爲に比べても苛酷の感があるが、この法律の全體を通じて、事業運営の方法が非常に民主的で保険加入者、労働者の意見を尊重したやり方をとつてゐる反面、その違反行爲を犯した場合は、これを重く罰する方針によつて事業の圓滿なる施行をねらつてゐるのであつて、又この制度が實體法であつて一人の違反行爲が全體の保険加入者、労働者に影響

すること極めて大であるから止むを得ないものであらう。

#### 第四項 他の社會保険との關係

前述の通り、この法律の公布によつて從來の健康保険、厚生年金保険における業務上の災害による保険給付に關する部分及び労働者災害扶助責任保険の事業がすべてこの保険に移ることとなつたのである。



## 第二編 本法の逐條解説

### 第一章 總 則

#### 一、本法の目的

**第一條** 労働者災害補償保険は業務上の事由による労働者の負傷、疾病、廢疾又は死亡に對して迅速且つ公正な保護をするため災害補償を行い、併せて労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする。

労働基準法に於いては、労働者が業務上負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合に於ては、その労働者、遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者を補償しなければならぬ旨規定されている（同法第七五條乃至第八五條）。本法は、右の法律の災害補償規定を實質的に有效ならしめるために、使用者の災害補償を保險する施

設として制定せられたものである。従つて、本法の目的とするところは「労働者に對する補償の確保を期し、併せて労働者の福祉のため、業務災害に關する必要な施設を以て労働者の災害に對して迅速且つ公正な保護を圖ると共に、使用者の經濟負擔の危険の分散を圖る」（厚生省保險局發表・労働者災害補償保險制度要綱）という點に重點がおかれている。

#### 二、保險者は政府

**第二條** 労働者災害補償保險は、政府が、これを管掌する。

本保險は政府がこれを管掌することとなつてゐる。すなわち保險者は政府である。保險者を政府としたのは、本保險は廣汎な労働者の「災害補償」を確保する制度であつて、それには多額の資金を管理運用する關係上、專業の基礎は極めて強固なものであることを必要とし、従つてこの點において最も確實である政府を保險者とするこ



が、最も適當と認められたからに外ならない。こゝに謂う「保險者」とは保險事業經營の主體を意味し、加入者より保險料を徴收し、労働者に一定の事故が発生した場合に一定の保險給付をなすものをいうのである。

以上の如く、保險者は政府であるが、保險事務の實際は、中央は厚生大臣（厚生省保險局）、地方は都道府縣長官（保險課及び保險出張所）が、これを掌ることになつてゐる。

### 三、適用範圍

第三條 この法律においては、左の各號の一に該當する事業を強制適用事業とする。

- 一、左に掲げる事業で常時五人以上の労働者を使用するもの  
(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包裝、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、被壞若しくは解體又は材料の變造の事業（電氣、ガア又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及水道の事業を含む）  
(ロ) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

(ハ) 道路、鐵道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

二、左に掲げる事業で常時労働者を使用するもの又は一年以内の期間において使用労働者延人員三百人以上のもの

(イ) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更、被壞若しくは解體又はその準備の事業

(ロ) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ハ) 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業

三、その他命令で指定する事業

労働基準法第八條に規定する事業で前項に掲げるもの以外のもの及び同條に規定する事務所（以下事業という）は、これを任意適用事業とする。

國の直營事業、官公署、同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員については、この法律はこれを適用しない。

本條は適用事業の範圍を定めたものである。即ち、本法の適用を受ける事業は、大別して強制適用事業と任意適用事業に別けられる。前者の事業に屬するものは最初か



ら保険加入義務を有するから、すなわち本人の意思如何にかゝらず、法律の規定により一定の條件に該当した場合に何等の行爲を要せず、保険加入者となるものであるが、これに該当するものは常時五人以上の労働者を使用する工場、鑛山、輸送関係の事業場等が含まれる。また土木建築、貨物取扱事業、林業等の諸事業であつても常時労働者（一人以上）を使用するものや、一ケ年以内の期間で使用労働者延人員三百人以上に達するものも、本法の所謂強制適用事業中に含まれる。

こゝに謂う「常時五人以上の労働者を使用するもの」とは、その事業の「常態において」五人以上の労働者を使用するものをいう。「常態において」とは、その事業の通常の状態を意味するのであつて、従つて作業の特に繁忙な期間において臨時又は一時的に労働者数を増加する場合は、この觀念に該当しないことは勿論、一時的缺員又は減員のために使用労働者数の減少した場合でも、常時使用労働者数を減少したものと解すべきではない。

次に、本法の任意適用事業は、労働基準法第八條に規定する事業のうちで、前述の強制適用事業に含まれないもの及び同條に規定する事務所が、これに該当するのである。尤もこの任意適用事業に属するものでも、使用する労働者の過半数が保険關係の成立を希望した場合は、その使用者は保険加入をしなければならぬという規定があるが、それは後で述べる。

こゝに謂う「任意適用事業」とは、他人の意志に束縛されることなく自由に本保険に加入し得るものをいうのである。この適用事業の範圍を具體的に指摘すると、左の通りである。尙ほ前記強制適用事業に係るもので「常時五人未満」の労働者を使用するものも、これに含まれることはない。

(一) 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蠶又は水産の事業

(二) 物品の販賣、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業



- (三) 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は廣告の事業
  - (四) 映畫の製作又は映寫、演劇その他興行の事業
  - (五) 教育、研究又は調査の事業
  - (六) 病者、虚弱者の治療及び看護その他保健衛生の事業
  - (七) 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娛樂場の事業
  - (八) 焼却、清掃又はと殺の事業
  - (九) その他命令で定める事業又は事務所
- 尙ほ本法は、國の直營事業、官公署、同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける船員には適用されない。

#### 四、事業の運営

**第四條** 労働者災害補償保険事業の運営に關する重要事項を審議するため、労働者災害補償保険委員會を置く。

労働者災害補償保険委員會の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について主務大臣が各々同数を委嘱する。

この法律に定めるものゝ外、労働者災害補償保険委員會に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

**第五條** この法律に基いて發する命令は、その草案について労働者災害補償保険委員會の意見を聞いて、これを制定する。

本條は、労働者災害補償保険委員會に關する事項を定めたものである。この委員會は本保險事業の運営に關する重要事項、即ち保險料率の決定、保險施設の實施計畫、豫算決算、療養補償費の支給基準及び積立金の運用處分等々を審議するため設置されるものであるが、その構成は民主的方法に依り、厚生大臣が労働者側代表者、使用者側代表者及び公益代表者（官吏・學識經驗者）の三者から各々六名づゝの委員を委嘱することになつてゐる。それ故、本法にもとずいて發する命令等は、この委員會の意見を聴取した上で、これを制定しなければならないのである。



## 第二章 保険関係の成立及び消滅

### 一、保険関係の成立

第六條 第三條第一項の強制適用事業の使用者については、その事業開始の日又はその事業が第三條第一項の事業に該当するに至つた日に、その事業につき保険関係が成立する。

第七條 第三條第二項の任意適用事業の使用者については、その者が保険加入の申込をし、政府の承諾があつた日に、その事業につき保険関係が成立する。

任意適用事業に使用される労働者の過半数が、その事業につき保険関係の成立を希望する場合は、その使用者は保険加入の申込をしなければならぬ。

第八條 事業が数次の請負によつて行はれる場合には元請負人のみを、この保険の適用事業の使用者とする。

第九條 第三條第一項の強制適用事業に該当する事業が、同條第二項の任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、その事業につき第七條の規定による承諾があつたものとみなす。

先述の強制適用事業の使用者については、その事業開始の日に保険関係が成立する。その事業が新たに強制適用事業に該当するに至つた場合は、當然その該当するに至つた日から保険関係が成立する。たとえば法第三條第一項の事業において、常時五人未満の労働者を使用するものが、事業の擴張等により、常時五人以上の労働者を使用するに至つた場合は、その強制適用事業に該当するに至つた日に保険関係が成立するわけである。

任意適用事業の場合は、使用者が保険加入の申込をし、政府の承諾があつた日に保険関係が成立する。しかし強制適用事業に該当する事業が、右の任意適用事業に該当するに至つたときは、その翌日に、自動的に「任意保険加入者」となつたものと看做される。たとえば常時使用の労働者数が減少して五人未満となつた場合がこれに該当する。

以上のごとく、任意適用事業の場合はその使用者の自由意思によつて保険加入の申



込をなすのであるが、しかしその事業に使用される労働者の過半数が、保険関係の成立を希望した場合は、その使用者は保険加入の申込をしなければならぬのである。

前記の法第八條の規定は、請負事業における災害補償の責任者を明らかにしたものである。すなわち、事業が数次の請負によつてなされる場合は、その直接の下請負人が使用者であるか或るいは元請負人が使用者であるか判つきりしない場合も起り得るので、かゝる場合は元請負人のみを本法適用事業の使用者とすることとしたのである。下請負人を保険加入者とすることは一つの事業について数人の保険加入者ができて保険技術の上から不便甚しく、賃金總額の報告についても重複する惧れがあるからである。

## 二、保険関係の消滅

第十條 その事業につき保険関係が成立してゐる事業の廢止又は終了のあつたときは、その事業についての保険関係はその翌日に消滅する。

第十一條 第七條又は第九條の規定によつて保険関係が成立してゐる事業の使用者については、前條の規定によるの外、政府の承諾があつた日の翌日に、その事業についての保険関係が消滅する。但し、その承諾を受けるには保険関係成立後一年を経過してゐること及びその事業に使用される労働者の過半数の同意を得たものであることを要する。

法第十條及び第十一條の規定は、保険関係の消滅即ち保険加入者の資格喪失に関する規定である。保険関係の成立している事業が（例えば事業不振や火災等で）廢止された場合、又は請負事業等に見られる如く一定の事業が終了した場合には、いづれもその保険関係は事業の廢止又は終了の日の翌日に消滅することになつてゐる。

任意適用事業でその使用者が保険加入者となつてゐる場合は、その事業がたとひ繼續中であつても、保険者たる政府が保険関係の消滅につき承諾を與へたときは、その承諾のあつた日の翌日に保険加入者たる資格を喪失するのである。但し、この場合の承諾を受けるには、保険関係成立後一ヶ年を経過してゐること及びその事業に使用さ



れる労働者の過半数の同意がなければならぬ。

### 第三章 保険給付及び保険施設

#### 一、保険給付の範囲

第十二條 この法律で保険する災害補償の範囲は左の各號による。

- 一、療養補償費（療養中命令で定める金額を超える部分）
  - 二、休業補償費（休業七日を超える休業一日につき平均賃金の百分の六十）
  - 三、障害補償費（別表に定めるもの）
  - 四、遺族補償費（平均賃金の千日分）
  - 五、葬祭料（平均賃金の六十日分）
  - 六、打切補償費（平均賃金の千二百日分）
- 前項の規定による災害補償の事由は、労働基準法第七十五條乃至第八十一條に定める災害補償の事由とする。
- 第一項第一號の規定による災害補償については、政府は命令の定める場合には同號の療養補償の支給にかえて、直接労働者に療養の給付をすることができる。

第一項の平均賃金とは労働基準法第十二條の平均賃金をいう。

本條は、本法で保険する災害補償の範囲を定めたものである。この災害補償の範囲は労働基準法のそれと同一であるが、たゞ異なる點は本法の療養補償費と休業補償費は労働基準法より給付範囲が若干狭められていることである。即ち、本法に定める療養補償費は政府が必要と認められた療養費用のうち一定金額（註・この一定金額は百圓とする豫定である）を超えた部分に對し保険給付をし、また休業補償費も労働基準法の如く最初から補償せず、休業七日を超える部分につき保険給付をなすことになつてゐる。その他障害補償費、遺族補償費、葬祭料、打切補償費等は労働基準法の場合と全く同一である。以下、この災害補償の範囲及び事由について詳述してみることにする。

#### (一) 療養補償費

労働者が業務上負傷し、又は疾病にかゝつた場合には、その療養に必要な費用とし



て「療養補償費」が支給される。政府は命令の定めるところによつて、この療養補償費の支給にかえて直接労働者に療養の給付をなすことが出来る。この療養の範囲については後述するが、療養補償費は大體百圓以上の療養費につき保険給付がなされる豫定である。

こゝにいう「業務上」とは「業務に原因して」という意味であつて、その傷病と業務との間に相當な因果關係がなければならぬ。それ故作業中はもちろん、その準備行為といえども「業務上」に包含される。また、労働者が就業時間中工場内に居るのは「業務を遂行するため」と推定されるから、かゝる場合も業務上と解すべきであらう。しかしながら假令就業時間中であつても「業務と關係のない原因」にもとづく災害、例えば第三者の故意による災害や、労働者が持参した辨當による中毒、就業中の喧嘩等による負傷は少くともこゝに謂う「業務上」と見ることは出来ない。

なお、業務上の負傷又は疾病である以上は、それが重大な過失によつて生じたもの

でも、保険給付をしなければならぬ。

### (二) 休業補償費

労働者が業務上負傷し又は疾病にかゝり、その療養のため労働することが出来ず、しかも賃金を受けていない場合は、その療養期間中平均賃金の百分の六十（六割）の休業補償費が支給される。但し、この場合は休業七日以上の一日につき平均賃金の六割が支給されるもので、休業七日以内の場合は保険給付がなされない。こゝに休業補償費は「賃金を受けない場合」に支給されるものであるから、たとへば月給制の場合の如く労働者が休んでいても給料を受けるときは休業補償費は支給されない。また労働者が自宅で療養しながら他の工場で従来通りの勤務に従事し、賃金を受けている場合のごときも亦休業補償費は支給されない。なお、この休業補償費は休日と雖も支給されることになつてゐる。

### (三) 障害補償費



この障害補償費は、労働者が業務上負傷し又は疾病にかゝつて前項の休業補償費の支給を受け、その負傷又は疾病がなおつても、まだ身體に障害がのこる場合に支給されるものである。この額は、終身自用を辨ずることができないもの、終身勞務に服することができないもの、從來の勞働に服することができないもの等々の如く障害の程度に應じて、平均賃金に左表に定める日數を乗じた金額が「障害補償費」として支給されることになつてゐる。

(等級)	(障害補償)
第一級	労働基準法第十二條の平均賃金の一三四〇日分
第二級	同 一一九〇日分
第三級	同 一〇五〇日分
第四級	同 九二〇日分
第五級	同 七九〇日分
第六級	同 六七〇日分
第七級	同 五六〇日分

第八級	同	四五〇日分
第九級	同	三五〇日分
第一〇級	同	二七〇日分
第一一級	同	二〇〇日分
第一二級	同	一四〇日分
第一三級	同	九〇日分
第一四級	同	五〇日分

右の障害補償費中、金額の多いものは原則として分割して保険給付がなされる。

#### (四) 遺族補償費

労働者が業務上死亡した場合は、その遺族または労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持していた者に、平均賃金の千日分の遺族補償費が支給される。

遺族補償費は以上のごとく労働者が業務上死亡した場合に支給されるが、こゝにいう「死亡」とは即死たると療養中の死亡たると、また一旦治癒後再發した場合のいづ



れをも問わない、また業務上の死亡である以上、それが重大な過失によつて生じたものであつても含まれる。

この遺族補償費の支給を受ける「遺族」とは、その労働者の配偶者をはじめ、配偶者のない場合は労働者の死亡當時これと同一の家にあつた直系尊族（親）又は直系卑族（子）及び同一家の兄弟姉妹等をいうのである。次に「配偶者」とは内縁の妻又は夫であつても事實上扶養されて居れば、同居の有無を問はず包含される。また「同一家にある者」とは法律上の同一戸籍内にある者であつて、必ずしも同一世帯又は同一建物内に居住していなくともよい。

この遺族補償費も前同様に「分割拂」が許される。

#### （五） 葬 祭 料

葬祭料は、労働者が業務上死亡した場合にその葬祭を行う者に支給されるものである。その額は、平均賃金の六十日分となつてゐる。

この場合の「死亡」の解釋は、前項で述べた通りである。葬祭料の受給者である「葬祭を行う者」とは、葬祭を行うと認められるものであつて、現實に、その葬祭を行つた者であることを要さないのである。

#### （六） 打切補償費

この打切補償というものは、労働者が業務上負傷し又は疾病にかゝつた場合は、前述の如く療養補償費の支給又は療養の給付がなされるのであるが、その負傷・疾病が療養開始後三年を経過してもなおらない場合は「打切補償」を行い、爾後の一切の補償を打切ることをいうのである。

この打切補償費は、平均賃金の千二百日分となつてゐる。

#### （七） 本法の平均賃金

本法の平均賃金とは「労働基準法第十二條に定める平均賃金」をいうのである。労働基準法第十二條に於てはこの平均賃金を定義して「平均賃金とは、これを算定すべ



き事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に對し、支拂われた賃金の總額を、その期間の總日數で除した金額をいう」と規定している、即ち、これを平たくいへば、労働者が負傷した日又は疾病にかゝつた日から三ヶ月間をさかのぼつて、その期間中に得た賃金總額を、同じ期間の總日數で割つたものが、こゝにいう「平均賃金」なのである。従つて平均賃金は「一日幾ら」と算定される。

この期間の算定に當つては、賃金締切日がある場合は、その直前の賃金締切日から起算されるが、しかしその期間中に次のことき期間がある場合はこれを算入しない。

- (一) 業務上負傷し、又は疾病にかゝり療養のために休業した期間
- (二) 産前産後の女子が労働基準法第六十五條の規定によつて休業した期間
- (三) 使用者の責に歸すべき事由によつて休業した期間
- (四) 試の使用期間

右の期間は、前述した總日數と、賃金を得ている場合はその賃金總額から、當然に

控除されるものである。

また賃金總額には、臨時に支拂われた賃金、三ヶ月を超える期間毎に支拂われる賃金、通貨以外のもので支拂われた賃金で一定の範圍に屬しないもの等も算入されない。賃金が通貨以外のもので支拂われた場合、たとえば食料物資、住宅の無料貸與等で支拂われた場合は、それが賃金總額に算入すべきであるか否かは問題があるので、これらの範圍と評價に關する事柄は別に命令で定めることになつてゐる。

前記の期間の計算に當り、雇入後三ヶ月未滿の者は事實上三ヶ月間の計算は出來ないから、雇入後の期間のみについて計算すればよい。

このように算出された平均賃金は、しかしながら左記によつて計算した金額を下つてはならないのである。つまり平均賃金の最低限度は次の通りである。

(一) 賃金が、労働した日もしくは時間によつて算定され、または出來高拂制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の總額をその期間中に労働



した日数で除した金額の百分の六十。

(二) 賃金の一部が、日、週その他一定の期間によつて定められた場合(たとえば獎勵金・出勤手当の如く)においては、その部分の總額をその期間の總日数で除した金額と(一)の金額の合算額。

## 二、療養の範圍

第十三條 前條第一項第一號の療養補償費又は同條第三項の療養の範圍は、左の各號(政府が必要と認めるものに限る)による。

- 一、診 察
- 二、藥劑又は治療材料の支給
- 三、處置、手術その他の治療
- 四、病院又は診療所への收容
- 五、看 護
- 六、移 送

前述した療養補償費を支給する場合又は療養の給付をする場合において、一番問題となるのはその療養の範圍であるが、本條はこの療養の範圍を明らかにしたものである。すなわち、給付されるべき療養の範圍は左の通りである。

## (一) 診 察

この「診察」には、これまでの社會保險の場合と同様、内科、外科その他總べての専門醫の診察及び齒科醫師の診察をも包含するのである。診察の方法としては普通の診察のほか化学的定性検査、顯微鏡的検査、細菌學的、血精學的、化学的定量又はレントゲンによる診察の如きも包含しているのである。この診察には宅診と往診とがあるが、往診の場合の診察料は保險者の負擔となるが、醫師の車馬賃の如きは療養の給付範圍には含まれない。

但し、この診察は保險者が必要と認めたものに限られる。

## (二) 藥劑又は治療材料の支給



藥劑には各種の藥劑を含むほか、藥瓶、ガーゼ、油紙も包含している。治療材料には比較的支給すべきものが少く、義眼、義手、義足、松葉杖、コルセット等も治療材料の支給すべきものゝ範圍に含まれない。たゞこれらのものは療養上不可欠のもので貸與することにしてゐる。この藥劑又は治療材料の支給も、保險者が必要と認めたるものに限る。

(三) 處置、手術その他の治療

こゝにいう「處置」とは糊帶の卷替、藥の塗布、患部の洗滌、點眼、注射、酸素吸入等を指し、また「手術」とは患部の切開、縫合を指すのである。更らに「その他の治療」には電氣療法、日光療法、齒科治療等があるが、これらも保險者が必要と認めたるものに限つて支給される。

(四) 病院又は診療所への收容

保險者が療養上必要と認めた場合には、労働者を病院又は診療所へ收容することが

出来るのである。この場合の入所中の食料等は保險者が負擔しなければならない。

(五) 看護

看護の給付とは傷病の労働者に看護人を附する意味である。この給付も前各號の場合と同様、保險者が必要と認めた場合に限り給付するのである。たとえば疾病の性質上特に監視を要する場合、重態であつて常に看護を要する場合、または自宅療養等の場合において看護婦を附し、その療養に當らせるのである。

(六) 移送

保險者が療養上必要と認めた場合には移送の給付をなすことが出来る。移送の給付とは傷病のため歩行することが出来ず、又歩行するにしても著るしく困難な場合に移送の費用を給付する場合をいうのである。この移送の費用は主として移送のために使役した者の賃金、手當、或るいは宿泊を要した場合には宿泊料等を包含するのであつて、保險者はこれらの費用を直接従事した者、たとえば醫師、看護婦、人夫



自動車運転手等に支拂うを原則としているのである。

### 三、休業補償費の支給制限

第十四條 第十二條第一項第二號の休業補償費の支給を受けるべき期間に、その補償を受けるべき者が使用者から賃金の全部又は一部を受けたときは、命令の定めるところによつて、政府はその賃金を受けたる期間の休業補償費の全部又は一部を支給しない。

休業補償費は前述した通り、賃金を支給されない場合に給付されるものであるからその受給期間中に使用者から賃金の全部又は一部を受けた場合には、保険者はその賃金を受けた期間の休業補償費の全部又は一部を支給しなくともよい。

これは當然の措置であつて、賃金と休業補償費の二重取りを防止するための規定である。

### 四、保険給付を受けるべき者

第十五條 第十二條第一項の規定による保険給付は、これを補償を受けるべき労働者、遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に支給する。

労働者が業務上負傷し、疾病にかゝり又は死亡した場合には、療養補償費、休業補償費、障害補償費、遺族補償費、葬祭料等がそれぞれ支給されるが、本條ではこれら保険給付の受給者について定めているのである。すなわち、療養、休業、障害等の各補償費は労働者本人に、遺族補償費及び葬祭料は遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に支給されるのである。

なお、これの詳細については本章冒頭の各項で述べたから、それを参照せられたい。

### 五、保険給付の支給制限

第十七條 事業につき保険關係の成立してある事業についての使用者(以下保険加入者という)が、保険料の算定又は保険給付の基礎である重要な事項について、不實の告知をしたときは、政府は保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。



第十八條 保險加入者が、故意又は重大な過失によつて保険料を滞納したときは、政府はその滞納に係る事業について、その滞納期間中に生じた事故に對する保険給付の全部を支給しないことができる。

第十九條 故意又は重大な過失によつて、保險加入者が補償の原因である事故を發生させたとき、又は労働者が業務上負傷し、若しくは疾病に罹つたときは、政府は保險給付の全部又は一部を支給しないことができる。

本項では、保險給付の支給制限を定めたものである。即ち保險加入者が、次の何れかに該當する場合は、保險者は保險給付の全部又は一部を支給しないことが出来るのである。

(一) 保險料算定又は保險給付の基礎である重要事項について不實の告知をしたとき。

(二) 故意又は重大な過失によつて、保險料を滞納したとき又は補償の原因である事故を生じさせたとき。

前者は、例えば保險料の算定に當り、その重要な基礎である賃金總額を過少に報告したり、あるいは保險給付の重要な基礎である平均賃金を過大に報告する場合をいうのである。

更らに労働者が故意又は重大な過失によつて、保險事故を生じさせた場合も亦、保險者はその給付の全部又は一部を停止することが出来るのである。例えば労働者が保險給付を受けようとして、自ら身體の一部を傷けた場合、又は自殺未遂によつて負傷した場合等のごとく、故意に事故を起させたときがこれに該當するのである。こゝに謂う「重大な過失」とは、普通人の注意力をもつてすれば、當然に豫見され得べき災害を、本人の不注意から蒙り、しかもそれが原因で保險事故を生じさせた場合など一をいうのである。故意に危害豫防に關する規則を守らずに、事故を起した場合等がこれに該當するのである。

#### 六、損害賠償の請求權



第二十條 政府は補償の原因である事故が、第三者の行爲に因つて生じた場合に保險給付をし、たときは、その給付の價額の限度で補償を受けた者が第三者に對して有する損害賠償の請求權を取得する。

78

本條は、保險事故が第三者の行爲によつて生じた場合の政府の求償權を定められたものである。こゝに謂う「その給付の價額の限度」とは、保險給付として現實に支給した「金額の限度」という意味である。従つて、例へば障害補償費の支給をする場合において、政府はその者に支給する障害補償費の總額を計算してこれに對する損害賠償請求權を取得するのではなく、障害補償費として現實に支給せられた金額を標準とし「その限度で」求償權を取得することになるのである。

#### 七、法律上の保護

第二十一條 保險給付を受ける權利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

第二十二條 保險給付として支給を受けた金品を標準として、和税その他の公課を課してはならない。

保險給付は、一面において労働者の生活保護のために爲されるものであるから、その權利を他に譲り渡し、又は債權者に自由に差し押えることを許すならば、労働者を保護せんとする本法の精神は全く失われて了うのである。よつて本法においても、他の社會保險と同様、その權利の譲り渡しや差し押えを一切禁止することとした。次に保險給付として受ける金品に對しても、本法では特別の保護を與えることとしてゐる。すなわち、本法の規定によつて保險給付として支給された金銭に對しては、所得税、都道府縣税、市町村税等の租税を免除されることは勿論、農會、水利組合、借地整理組合等の賦課金をも免除され、一切課税の標準とはならないのである。

#### 八、保險施設

79



第二十三條 政府は、この保険の適用を受ける事業に係る業務災害に關して、左の保険施設を行ふ。

- 一、外科後處置に關する施設
- 二、義肢の支給に關する施設
- 三、休養又は療養に關する施設
- 四、職業再教育に關する施設
- 五、その他必要と認める施設

本條は、保險者たる政府が行うべき保險施設の範圍を定めたものである。第三號は主として海岸、溫泉場等に療養所乃至保養所を建設し、あるいは病後の保養をする施設である。第四號の施設は、職業再教育のためにする輔導所等の施設を指すのである。

#### 第四章 保 險 料

##### 一、保險料の算定

第二十四條 政府は、労働者災害補償保險事業に要する費用に充てるため、保險加入者から保險料を徴収する。

第二十五條 保險料は、賃金總額にその事業についての保險料率を乗じて得た金額とする。

前項の賃金總額とは、その事業に使用するすべての労働者に支拂つた賃金、給料、手当、賞與その他名稱の如何を問はず労働の對償として使用者が労働者に支拂うすべてのもの（三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものはこれを除く）の總額をいう。

政府は、本保險事業の費用に充てるため保險加入者から保險料を徴収する。本法の保險料とは、賃金總額にその事業についての保險料率を乗じて得た金額を謂うのである。

ここにいう「賃金總額」とは、使用者がその事業に使用されている労働者に、賃金給料、手当、賞與その他名稱の如何にかゝわらず、労働の對償として支拂われるすべてのもの、總額を謂う。「労働の對償」とは労働者が使用者に對して労働を提供し、使用者はこれに對して賃金を支拂う相對的關係を指稱する。それ故「賃金」とは労働



の對償として支拂われるものであるから、使用者において一方的に支給する恩惠的な給與だとか、本法による障害補償費及び休業補償費の如きものはこゝに謂う賃金とは看做されないものである。

この賃金總額の中には、前掲條文にも明らかな如く、三ヶ月を超える期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものはこれを除外することになつてゐる。三ヶ月を超える期間毎に支拂われる賃金とは、例えば一月に支給して四月に支給する場合でなく一月に支給して五月又はそれ以上の期間を超えて支給する場合をいふのである。普通六月と十二月に支給される賞與は本法に謂う賃金中に入らず、皆勤賞、精勤賞等も三ヶ月の期間を超ゆる毎に支給されるものも同様に除外される。

## 二、保 險 料 率

第二十六條 保險料率はこの法律の適用を受けるすべての事業の過去五年間の災害率を基礎として、數等級に區別して、賃金一圓當りについて主務大臣がこれを定める。

第二十七條 常時三百人以上の勞働者を使用する個々の事業についての過去五年間の災害率が、同種の事業について前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府は、その事業について同條の規定による保險料率と異なる保險料率を定めることができる。

保險料率は原則として保險者である政府・厚生大臣が定めることになつてゐるが、その大綱は左の通りである。

(一) 保險料率は、本法の適用を受けるすべての事業の過去五ヶ年間の災害率を基礎として主務大臣がこれを定めるのである。

(二) 大規模な事業所については、その災害率が著しく高率又は低率であるときは特別の保險料率を定めることが出来る。

(三) 本法施行後五ヶ年間の保險料率は、(一)によらず、勞働者災害補償保險委員會に諮つて、數等級に分け、賃金一圓當りについて決定する。



### 三、保険料の徴収

**第二十八條** 保険加入者は、毎年四月一日から翌年三月末日まで（以下保険年度という）に使用するすべての労働者（保険年度中途に保険加入者となつた者については加入の日）からその保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に支拂う賃金總額の見込額に、保険料率を乗じて算定した概算保険料を、四月一日（保険年度中途に保険加入者となつた者については加入の日）から三十日以内に納付しなければならない。

事業の期間が豫定される事業については、その保険加入者は、前項の規定にかかわらず、その全期間に使用するすべての労働者に支拂う賃金總額の見込額に、保険料率を乗じて算定した概算保険料を、保険加入の日から十四日以内に納付しなければならない。

保険加入者は、申出によつて、前二項の概算保険料を命令の定めるところによつて、分割して納付することができる。

**第二十九條** 政府は、前條の賃金總額の見込額に変更を生じたときその他必要がある場合においては、概算保険料を追加徴収することができる。

**第三十條** 第二條の規定によつて拂い込んだ概算保険料が保険年度の末日又は保険関係の消滅する日に、第二十五條の規定により確定する保険料に比し過不足があるときは、政府は保険

料を返還し、又はこれを追加徴収する。

前項の規定によつて返還する保険料は、その事業についての次期の概算保険料に、これを充當することができる。この場合においては、政府は、その旨を當該保険加入者に通知しなければならない。

本項は、保険料の徴収に關する事項中、概算保険料とその追加徴収及び精算保険料について規定したものである。

保険加入者は毎年四月一日から翌年三月末日までの保険年度において、その使用労働者に支拂う賃金總額の見込額に、保険料率を乗じた概算保険料を四月一日から三十日以内に納付しなければならない。この場合保険年度中途、たとえば十二月一日に保険加入者となつた者は、その加入の日から保険年度の末日までに使用する總すべての労働者について概算保険料を算定し、これを十二月一日から三十日以内に納付すればよい。



しかしながら、土木建築事業の如く事業の期間が一年とか二年とかに豫定される事業では、その全期間の使用労働者について前述した概算保険料を算定し、これを保険加入の日から十四日以内に納入しなければならない。

保険加入者は以上の概算保険料の納入については、その申出によつて分納することが出来る。保険者たる政府は、前述した貸金総額の見込額に変更を生じた場合は、概算保険料の追加徴収をすることが出来る。また概算保険料が保険年度の末日、又は保険關係が事業の閉鎖、縮小等により消滅する場合はその消滅する日に、算定した精算保険料に比し過不足がある場合は、その保険料を返還し、又はこれを追加徴収することになつてゐる。

保険料の過納がある場合は、保険者は當然これを返還すべきであるが、しかし少額の金銭を返還するのは手續上煩雜でもあるので、保険者はこの超過部分に對する保険料を次期の概算保険料に繰入れることが出来ることにしている。但し、この場合は政

府はその旨を保険加入者に通知しなければならない。

#### 四、滞納保険料の強制徴収

**第三十一條** 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、政府は期限を指定してこれを督促しなければならない。

前項の規定によつて督促するときは、政府は納付義務者に對して督促狀を發する。この場合においては、督促手数料として命令で定める金額を徴収する。

第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は国税滞納處分の例によつて、これを處分する。

**第三十二條** 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は徴収金額百圓につき一日四錢の割合で、納期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日數により計算した延滞金を徴収する。但し、督促狀は指定した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときその他命令で定める場合は、この限りでない。

.....  
保険料その他本保険の徴収金を滞納する者がある場合は、政府は期限を指定して納付義務者に督促しなければならない。保険料の納付義務者は保険加入者たる使用者で



ある。労働者は保険給付を受ける権利はあるが保険料を納付する必要はない。したがって保険料等を滞納した場合の強制徴収の相手方は常に使用者であつて労働者の何等  
開知するところではない。

政府は、前述した納付義務者に滞納保険料等を督促する場合は、期限付きの督促状を發するが、この場合は滞納者から所定の督促手数料を徴収するのである。しかして右の督促受領者が、その指定期限までに保険料等を納入しないときは、政府は國稅滞納處分の例によつてこれを處分することが出来るのである。

前述した督促状を發せられても、なお且つ督促状の指定期限までに保険料等の徴収金及び督促手数料を完納しない場合は、その滞納徴収金の外に、徴収金百圓につき一日四錢の割合で、納期限の翌日から徴収金完納の日、又は財産差押の日の前日までの延滞金を徴収することになつてゐる。尤も督促状に指定された期限内に徴収金及び督促手数料を完納した場合（その他命令で定める場合）は、この延滞金は徴収されること

がない。こゝに「命令で定める場合」とは、例えば水害、火災、地震等の災害に遭遇する等、眞に己むを得ない事由で滞納した場合がこれに該當するものと解される。

#### 五、徴収金の先取特權

第三十三條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は、市町村その他これに準ずべきものの徴収金につき、他の公課に先だつものとする。

第三十四條 保険料その他この法律の規定による徴収金に關する書類の送達については國稅徵收法第四條の七及び第四條の八の規定を準用する。

保険料その他本法による徴収金の先取特權の順位は市町村その他これに準ずるもの徴収金に次ぎ、他の公課に先立つことになつてゐる。従つて國稅に後れることは勿論であるが、農會、耕地整理組合等の徴収金に先立つのである。都道府縣において本法による徴収金の滞納處分を執行した場合は、右の徴収金の督促手数料、延滞金及び滞納處分費等は、その性質上國稅その他の公課及び債權に先立つて徴収できるものと



思はれる。

## 第五章 審査の談求、訴願及び訴訟

### 一、審査の請求

**第三十五條** 保険給付に関する決定に異議のある者は、保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、保険審査機関に審査を請求し、その決定に不服のある者は裁判所に訴を提起することができる。

前項の審査の請求は、時效の中断に關しては、これを裁判上の請求とみなす。

保険給付に關する決定に異議のある者は、先ず保険審査官の審査を請求し、その決定に不服がある場合は保険審査機関（以下審査會という）に審査を請求することが出来る。この審査の請求は原則として文書によるが、場合によつては口頭でもよい。しかし審査を請求する場合は、保険給付に關する決定の通知を受けた日から六十日以内に

提出しないと時效になる。

前述の審査會の決定に對し不服がある者は、更らに審査會から決定書の交付を受けた日から六十日以内に裁判所に訴を提起することが出来る。

なお、時效の中断に關しては、審査の請求は裁判上の請求と看做して「時效中断」の效力を有することとしてゐる。

### 二、保険審査官の權限

**第三十六條** 保険審査官は必要があると認める場合においては、職權で審査をすることが出来る。

保険審査官が審査のため必要であると認める場合においては、保険給付の決定をした官吏若しくは吏員に對して意見を求め、保険加入者若しくは保険給付を受けるべき者に對して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は醫師に診斷若しくは檢案をさせることができる。

本條は保険審査官の權限を定めたものである。即ち、前述した如く、審査は原則と



して書面により爲されるのであるが、當事者双方から提出された文書のみでは證據不十分で適確なる決定を下し得ないので、保險審査官は必要に應じて關係當事者の意見を聴取し、これに出頭を求め、報告させ、又は醫師に診断、檢案等をなさしめ得ることとした。

前記の保險審査官から出頭を求められた場合、もし審査請求人が疾病・負傷その他己むを得ない事故のため出頭することが出来ないときは審査請求人は、その法定代理人、親族又は同居者を代理として出頭させることが出来る。この場合の同居者とは審査請求人と同居している事實が明らかなる者で、内縁の妻も夫に代つて出頭することが出来る。出頭者には當然、出頭旅費の實費が支給されるのである。

### 三、訴願と審査機關

第三十七條 保險料その他この法律の規定による徴収金の賦課又は徴收の處分關して訴願の提起があつたときは、主務大臣は保險審査機關の審査を経て裁決する。

第三十八條 保險審査機關は、勞働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者につき、主務大臣が各々同数を委嘱した者で、これを組織する。

保險料その他本法による徴収金の賦課又は徴收の處分關して不服のある場合は厚生大臣に訴願することが出来る。この場合は、訴願法に規定された手續に依り、不服の要點、その理由、一定の要求（不服とする處分の解決方法等）、訴願人の住所氏名等を記載した訴願書を作成し、處分關する證明書類を添付して處分の通知を受けた日から六十日以内に厚生大臣に提出しなければならない。厚生大臣は右の訴願書を受理したときは直ちに審査會に上程し、その審査を経た上で裁決をなし、その決定事項を當事者に通知することになつてゐるのである。

本章冒頭で述べたように、本法の審査會は保險給付に關する事件を審査する機關であるが、しかし審査會の職務はそれだけで終るものではなく、保險料その他徴収金の賦課又は徴收の處分關する事項をも審査するものであることは、すでに述べた處で



ある。この重要な使命を持つ審査會は、労働者側代表者、使用者側代表者及び公益代表者より厚生大臣が夫々同數を委嘱した者を以て構成されることになつてゐる。

#### 四、審査官及び審査會の證據調

第三十九條 保險審査官又は保險審査機關は審査のため必要があるときは、證人又は鑑定人の訊問その他の證據調をすることができる。

證據調については民事訴訟法の證據調に関する規定及び民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、保險審査官又は保險審査機關の證據調については送料に處し、又は拘引を命ずることはできない。

本條は、保險審査官又は審査會の審査のための證據調についての規定である。

保險審査官又は審査會に必要に應じて證人、鑑定人の訊問をなし、その審査決定に必要な證據を蒐集することが出來、またその證據調を所要の事務を取扱う官公署等に囑託することも出來る。この證據調については民事訴訟法の證據調に関する規定が準

用されるから、例えば官吏を證人として訊問する場合はその監督官廳の承認を要するし、また出頭を求める場合にはその呼出狀に「當事者の表示」「訊問事項の要領」等を記載しなければならぬ。たゞ準用されないのは、次の一事である。即ち、民事訴訟法に於いては證人が正當の理由なくして出頭しない場合は五百圓以下の罰金に處し又は拘引することが出來る（同法第二七七條及び第二七八條）旨を規定している。ところが本法の審査官又は審査會が證據調をする場合は、その證人が出頭を肯じないことを理由としてその證人に罰金を科し、あるいはその者を拘引することは出來ないのである。前掲後段但書の規定が、即ちそれである。

なお前記の民事訴訟法の證據調に関する規定の外、本條の證據調については民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の證人及び鑑定人の日當に関する規定が準用されることになつてゐる。

#### 五、審査請求及び訴願期日



第四十條 審査の請求、訴の提起又は訴願は、處分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内これをしなければならぬ。この場合において、審査の請求については訴願法第八條第三項の規定を、訴の提起については民事訴訟法第五十八條第二項及び第五十九條の規定を準用する。

第四十一條 この章に定めるものの外、保険審査官及び保険審査機関に關し必要な事項は命令でこれを定める。

審査請求人が審査を請求する場合、審査會の決定に不服のある者が裁判所に訴を提起する場合及び保険料その他徴収金の處分に関し訴願する場合は、處分の通知又は決定書の交付を受けた日から六十日以内に、それぞれ請求又は提起しなければならぬ。審査の請求は、勿論適法なる手續を必要とする。こゝにいう「適法」とは、保険給付に關する決定通知書を關係當局から交付を受けた六十日以内に審査の請求をなした場合は謂うのである。従つて、それ以外は原則として無効となるのであるが、しかし

訴願法第八條第三項の規定の準用によつて、若干の例外が認められている。即ち、上述の如き適法でない審査の請求の場合であつても、直ちにそれを無効とせず、その理由を調査した上で、例えばその審査の請求書が審査請求人の責任に歸することの出来ない事由から遅延したものである場合は、訴願法に規定する「宥恕すべき事由」があるものとしてその請求は受理されるのである。しかしながら、この宥恕すべき事由なくして六十日の期間經過後到着した請求は、大體に於て却下されるものと見て間違ひなからう。

次に、訴の提起についても民事訴訟法第五十八條第二項及び第五十九條の規定が準用されるのであるが、前者は遠隔地に居住している者のため「附加期日の設定」をなし得ることを規定したものであり、後者は當事者の責任に歸することの出来ない事由によつて遅延したものである場合は、その事由の了つた後一週間以内に限り、その訴訟行爲の追完が認められるという規定である。



要するに審査官・審査會に於いて決定された事項は、前述した若干の例外を除き、その決定通知後六十日を経過すると當事者双方を羈束することになる。この場合は審査の請求も、訴の提起も出来ないものであつて、即ち當事者は速かにその決定に服し、一方は保險給付を支給し、他方はこれを受領しなければならないのである。

## 第六章 雜 則

### 一、時效及期間の計算

第四十二條 保險料その他この法律の規定による徴収金を徴收し、又はその還付を受ける権利及び保險給付を受ける権利は、二年を経過したときは時效によつて消滅する。

前項の時效の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時效に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて政府のなす保險料その他この法律の規定による徴収金の徴收の告知は、民法第五百十三條の規定にかゝらず時效中断の效力を生ずる。

第四十三條 この法律又はこの法律に基いて發する命令に規定する期間の計算については、民

法の期間の計算に關する規定を準用する。

本法においては他の社會保險と同様、保險料及び保險給付に關する權利關係を中心に、政府とその保險加入者、保險給付を受ける者との間に數多の債權債務關係が生じこれを一般の時效の例によつて處理するときは會計上は勿論、本保險事業の運営にも幾多の障礙を來たす恐れがあるので、特に本條の規定を設け「短期消滅時效」の制を認めることとした。

即ち、保險料その他本法による徴収金を徴收し、又はその還付を受ける權利及び保險給付を受ける權利は、二ヶ年を経過したときは時效によつて消滅することになる。この場合の時效の中断、停止等の事項に關しては民法の時效に關する規定（第六章關係）がそのまま準用されることになつてゐる。なお、こゝに謂う「保險料その他徴収金の還付を受ける權利」とは、保險加入者の有する權利で、保險料その他の徴収金の



過拂い又は誤拂等があつた場合の還付請求権の意味である。政府の有する権利中には右保険料を徴収する権利はもとより、督促手数料、延滞金を徴収する権利等も含まれる。

本法及び本法に基づいて發する命令に規定する期間の計算については、すべて民法の期間に關する規定を準用することになつてゐる。

## 二、印紙税の免除と戸籍證明

第四十四條 労働者災害補償保險に關する書類は、印紙税を課さない。

第四十五條 行政官又は保險給付を受けるべき者は、労働者の戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して無料で證明を求めることができる。

労働者災害補償保險に關する書類には印紙税は免除される。保險者たる政府が發する保險證書、受取書、帳簿等は既に印紙税法第五條の規定によつて免除されているので、本條の規定により印紙税を免除されるのは、保險給付の受權者がその受取方を第

三者に委任する場合等であつて、この場合の委任状には收入印紙を貼付する必要はないのである。

次に、労働者の戸籍の證明手数料も免除される。すなわち行政官廳又は保險給付の受權者は、労働者の戸籍に關し戸籍事務管掌者又はその代理人に對し無償で證明を求めることが出来るのである。この證明を求め得る者は行政官廳と保險給付を受けるべき者である。保險給付を受けるべき者とは労働者、遺族又は労働者の死亡當時その收入によつて生計を維持した者である。従つて、これらの者が必要に應じて労働者の戸籍に關し證明を求めるときは、その證明手数料は不要であるが、しかしその證明範圍は「戸籍原簿の記載についての證明」に限られることになつてゐる。なおこゝにいう「戸籍事務の管掌者」とは原則として市町村長を指稱するのであるが、六大都市では區長がこれに該當する。

## 三、報告その他の義務



過拂い又は誤拂等があつた場合の還付請求権の意味である。政府の有する権利中には右保険料を徴収する権利はもとより、督促手数料、延滞金を徴収する権利等も含まれる。

本法及び本法に基づいて發する命令に規定する期間の計算については、すべて民法の期間に關する規定を準用することになつてゐる。

## 二、印紙税の免除と戸籍證明

第四十四條 労働者災害補償保險に關する書類は、印紙税を課さない。

第四十五條 行政廳又は保險給付を受けるべき者は、労働者の戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して無料で證明を求めることができる。

労働者災害補償保險に關する書類には印紙税は免除される。保險者たる政府が發する保險證書、受取書、帳簿等は既に印紙税法第五條の規定によつて免除されているので、本條の規定により印紙税を免除されるのは、保險給付の受權者がその受取方を第

三者に委任する場合等であつて、この場合の委任狀には收入印紙を貼付する必要はないのである。

次に、労働者の戸籍の證明手数料も免除される。すなわち行政官廳又は保險給付の受權者は、労働者の戸籍に關し戸籍事務管掌者又はその代理人に對し無償で證明を求めることが出来るのである。この證明を求め得る者は行政官廳と保險給付を受けるべき者である。保險給付を受けるべき者とは労働者、遺族又は労働者の死亡當時その收入によつて生計を維持した者である。従つて、これらの者が必要に應じて労働者の戸籍に關し證明を求めるときは、その證明手数料は不要であるが、しかしその證明範圍は「戸籍原簿の記載についての證明」に限られることになつてゐる。なおこゝにいう「戸籍事務の管掌者」とは原則として市町村長を指稱するのであるが、六大都市では區長がこれに該當する。

## 三、報告その他の義務



第四十六條 行政廳は命令の定めるところによつて、労働者を使用する者に、必要な事項について報告をさせ、文書を提示させ、その他この法律の施行に關して必要な事務を行わせ、又は出頭させることができる。

第四十七條 行政廳は命令の定めるところによつて、この法律の適用を受ける事業についての労働者に、この法律の施行に關して必要な申出、届出若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させることができる。

行政官廳は命令の定めるところによつて、使用者に必要な事項を報告させ、文書を提示させ、その他本法の施行に關する必要な事務を行わせ、又は出頭させることが出来ると共に、本法適用事業の労働者に對しても、本法の施行に關する必要な申出、届出文書の提出をさせ、又は出頭させることが出来るのである。

使用者が本項の規定に違反する場合は、六ヶ月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處せられる。使用者が右の規定に直接違反しなくても、例えばその代理人、被傭者等

が違反行爲をなした場合でも、使用者は自己の指揮に出でなかつたという理由でその處罰（註。但しこの場合は體刑でなく罰金刑が科せられる）を免れることは出来ない。

労働者が右の規定に違反し申出、届出等をなさず、あるいは出頭を命じられたにもかゝらず出頭しなかつた場合には、六ヶ月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる。この場合も労働者が直接の違反行爲者でなくとも、その處罰を免れることは出来ないのである。

#### 四、行政官廳の臨場検査權

第四十八條 行政廳は、必要があるときは、當該官吏又は吏員に、この法律の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し、關係者に對して質問し、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

第四十九條 行政廳は、保険給付に關して必要があると認めるときは、命令の定めるところによつて、當該官吏又は吏員に、診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。



行政官廳は必要があるとき、當該官吏・吏員に本法の適用を受ける事業の行われる場所に臨検し、關係者に對して質問し、又は帳簿書類等の検査をさせることが出来るが、この質問又は検査をなす場合には當該官吏・吏員は、その身分を證明する一定様式の證票を携帯するであらうが、正當の理由なくして當該官吏・吏員の質問に對し答辯をなさず、又答辯をなしたとしても虚偽の答辯をなし、あるいは検査を拒み、妨げ、忌避した者は、次章で述べる法第五十二條及び第五十三條の罰則規定の適用がある。

## 第七章 罰則その他

### 一、官吏に對する罰則

第五十一條 當該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が故なく第四十九條の規定による診療録の検査に關して知得した醫師又は齒科醫師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏したとき

はこれを六ヶ月以下の懲役又は五ヶ月以下の罰金に處する。

職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なく秘密を漏したときもまた同項と同様である。

本條は、當該官吏又は吏員等が検査で知り得た秘密保持違反に關する罰則である。

行政官廳は保險給付に關して必要がある場合は當該官吏又は吏員に診療録等の帳簿書類を検査させることが出来るのであるが、右の診療録の検査に關し當該官吏又は吏員が知り得た醫師・齒科醫師等の業務上の秘密や個人の秘密は、これをやたらに漏してはならないのである。官吏、吏員又は嘗てその職にあつた者が、これに違反して業務上又は個人の秘密を漏らしたときは六ヶ月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる。公務員又は公務員であつた者が、右の秘密保持に違反した場合も同様に處罰されることになつてゐる。

### 二、報告・検査等に關する罰則



**第五十二條** 保険加入者が左の各號の一に該当するときはこれを六ヶ月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一、この法律の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二、この法律の規定による當該官吏又は吏員の質問に對して答辨をせず、若しくは虚偽の陳述をし又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

**第五十三條** 保険加入者以外の者であつて保険給付を受けるべき者その他の關係者が左の各號の一に該当するときはこれを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一、この法律の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二、この法律の規定による當該官吏又は吏員の質問に對し答辨をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

**第五十四條** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行爲をしたときは、行爲者を罰するの外その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

本條は、保険加入者及びそれ以外の者であつて保険給付を受けるべき者その他の關係者が、報告届出義務、出頭命令、又は検査の執行に違反した場合の刑罰について定めたものである。

こゝで注意を要するのは法第五十四條の規定である。即ち、前記法第五十二條及び第五十三條の違反行爲者、例えば行政官廳に命じられたにもかゝらず出頭しなかつた者、又は臨場検査の場合に直接検査を忌避した者は、その行爲者が罰せられる外、その法人や人も罰せられるのである。いゝかえると法人の場合、その會社の一従業員が業務に關して違反行爲をなした場合でも、法人はその従業員と共に處罰を免れることは出来ないものである。しかしこの場合の法人又は人は「罰金刑」を科せられるのであるから、體刑ではない。

### 三、本法の施行期日



第五十五條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

本法の施行期日は勅令で定められるのであるが、その期日は昭和二十二年七月一日と豫定されている。

附  
録

労働者災害補償保険法関係法規



労働者災害補償保険法

(昭和二十二年四月五日公布)  
法律第五十號

第一章 總 則

第一條 労働者災害補償保険は業務上の事由による労働者の負傷、疾病、痲疾又は死亡に對して迅速且つ公正な保護をするため災害補償を行い、併せて労働者の福祉に必要な施設をなすことを目的とする。

第二條 労働者災害補償保険は政府がこれを管掌する。

第三條 この法律においては左の各號の一に該當する事業を強制適用事業とする。

一、左に掲げる事業で常時五人以上の労働者を使用するもの

(イ) 物の製造、改造、加工、修理、淨洗、選別、包装、裝飾、仕上、販賣のためにする仕立、破壊若しくは解體又は材料の變造の事業（電氣、ガス又は各種動力の發生、變更若しくは傳導の事業及び水道の事業を含む）



(ロ) 鑛業、砂鑛業、石切業その他土石又は鑛物採取の事業

(ハ) 道路、鐵道、軌道、索道又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

二、左に掲げる事業で常時労働者を使用するもの又は一年以内の期間において使用労働者延人員三百人以上のもの

(イ) 土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、變更、破壊若しくは解體又はその準備の事業

(ロ) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(ハ) 立木の伐採、造林、木炭又は薪を生産する事業その他の林業

三、その他命令で指定する事業

労働基準法第八條に規定する事業で前項に掲げるもの以外のもの及び同條に規定する(以下事業という)はこれを任意適用事業とする。

國の直營事業、官公署、同居の親族のみを使用する事業及び船員法の適用を受ける

船員についてはこの法律はこれを適用しない。

第四條 労働者災害補償保険事業の運営に關する重要事項を審議するため労働者災害補償保険委員会を置く。

労働者災害補償委員会の委員は労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、主務大臣が各々同數を委嘱する。

この法律に定めるものの外、労働者災害補償委員会に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第五條 この法律に基いて發する命令は、その草案について労働者災害補償保険委員會の意見を聞いてこれを制定する。

## 第二章 保険關係の成立及び消滅

第六條 第三條第一項の強制適用事業の使用者については、その事業開始の日又はその事業が第三條第一項の事業に該當するに至つた日に、その事業につき保険關係が



成立する。

第七條 第三條第二項の任意適用事業の使用者については、その者が保険加入の申込をし、政府の承諾があつた日に、その事業につき保険関係が成立する。

任意適用事業に使用される労働者の過半数が、その事業につき保険関係の成立を希望する場合は、その使用者は保険加入の申込をしなければならぬ。

第八條 事業が數次の請負によつて行はれる場合には、元請負人のみをこの保険の適用事業の使用者とする。

第九條 第三條第一項の強制適用事業に該當する事業が、同條第二項の任意適用事業に該當するに至つたときは、その翌日にその事業につき第七條の規定による承諾があつたものとみなす。

第十條 その事業につき保険関係が成立している事業の廢止又は終了のあつたときは、その事業についての保険関係は、その翌日に消滅する。

第十一條 第七條又は第九條の規定によつて保険関係が成立している事業の使用者については前條の規定によるの外、政府の承諾があつた日の翌日、その事業についての保険関係が消滅する。但し、その承諾を受けるには保険関係成立後一年を経過していること及びその事業に使用される労働者の過半数の同意を得たものであることを要する。

### 第三章 保険給付及び保険施設

第十二條 この法律で保険する災害補償の範圍は左の各號による。

- 一、療養補償費（療養費中命令で定める金額を超える部分）
- 二、休業補償費（休業七日を超える休業一日につき平均賃金の百分の六十）
- 三、障害補償費（別表に定めるもの）
- 四、遺族補償費（平均賃金の千日分）
- 五、葬祭料（平均賃金の六十日分）



六、打切補償費（平均賃金の千二百日分）

前項の規定による災害補償の事由は労働基準法第七十五條乃至第八十一條に定める災害補償の事由とする。

第一項第一號の規定による災害補償については、政府は命令の定める場合には、同號の療養補償費の支給にかえて、直接労働者に療養の給付をすることができる。

第一項の平均賃金とは労働基準法第十二條の平均賃金をいう。

第十三條 前條第一項第一號の療養補償費又は同條第三項の療養の範圍は左の各號（政府が必要と認めるものに限る）による。

一、診 療

二、藥劑又は治療材料の支給

三、處置、手術その他の治療

四、病院又は診療所への收容

五、看、護

六、移 送

第十四條 第十二條第一項第二號の休業補償の支給を受けるべき期間に、その補償を受けるべき者が使用者から賃金の全部又は一部を受けたときは、命令の定めるところによつて、政府はその賃金を受けた期間の休業補償費の全部又は一部を支給しない。

第十五條 第十二條第一項の規定による保険給付は、これを補償を受けるべき労働者、遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に支給する。

第十六條 第十二條第一項の障害補償費、遺族補償費及び打切補償費は命令の定めるところにより、命令の定める期間毎年これを支給する。但し、主務大臣は必要と認めるときは別段の定をなすことができる。

第十七條 事業につき保険關係の成立している事業についての使用者（以下保険加入者という）が、保険料の算定又は保険給付の基礎である重要な事項について、不實



の告知をしたときは、政府は保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第十八條 保険加入者が故意又は重大な過失によつて保険料を滞納したときは、政府はその滞納に係る事業についてその滞納期間中に生じた事故に對する保険給付の全部を支給しないことができる。

第十九條 故意又は重大な過失によつて、保険加入者が補償の原因である事故を発生させたとき、又は労働者が業務上負傷し、若しくは疾病に罹つたときは、政府は保険給付の全部又は一部を支給しないことができる。

第二十條 政府は補償の原因である事故が、第三者の行爲に因つて生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の價額の限度で、補償を受けた者が第三者に對して有する損害賠償の請求権を取得する。

第二十一條 保険給付を受ける権利は、これを譲り渡し、又は差し押えることができない。

第二十二條 保険給付として支給を受けた金品を標準として租税その他の公課を課し

てはならない。

第二十三條 政府はこの保険の適用を受ける事業に係る業務災害に關して左の保険施設を行う。

- 一、外科後處置に關する施設
- 二、義肢の支給に關する施設
- 三、休養又は療養に關する施設
- 四、職業再教育に關する施設
- 五、その他必要と認める施設

#### 第四章 保 險 料

第二十四條 政府は労働者災害補償保険事業に要する費用に充てるため、保険加入者から保険料を徴収する。

第二十五條 保険料は賃金總額にその事業についての保険料率を乗じて得た金額とす



る。

前項の賃金総額とはその事業に使用するすべての労働者に支拂つた賃金、給料、手当、賞與その他名稱の如何を問はず労働の對償として使用者が労働者に支拂うすべてのもの（三箇月を超える期間毎に支拂われる賃金その他命令で定めるものはこれを除く）の總額をいう。

第二十六條 保険料率はこの法律の適用を受けるすべての事業の過去五年間の災害率を基礎として、數等級に區別して賃金一月當りについて主務大臣がこれを定める。

第二十七條 常時三百人以上の労働者を使用する個々の事業についての過去五年間の災害率が、同種の事業について前條の規定による災害率に比し著しく高率又は低率であるときは、政府はその事業について同條の規定による保険料率と異なる保険料率を定めることができる。

第二十八條 保険加入者は毎年四月一日から翌年三月末日まで（以下保険年度という）

に使用するすべての労働者（保険年度の末日までに使用するすべての労働者）に支拂う賃金総額の見込額に、保険料率を乗じて算定した概算保険料を四月一日（保険年度中途に保険加入者となつた者については加入の日）から三十日以内に納付しなければならぬ。

事業の期間が豫定される事業については、その保険加入者は前項の規定にかかわらず、その全期間を使用するすべての労働者に支拂う賃金総額の見込額に保険料率を乗じて算定した概算保険料を、保険加入の日から十四日以内に納付しなければならぬ。

保険加入者は申出によつて、前二項の概算保険料を命令の定めるところによつて分割して納付することができる。

第二十九條 政府は前條の賃金総額の見込額に変更を生じたときその他必要がある場合においては、概算保険料を追加徴収することができる。



第三十條 前二項の規定によつて拂い込んだ概算保険料が、保険年度の末日又は保険関係の消滅する日に、第二十五條の規定により確定する保険料に比し過不足があるときは、政府は保険料を返還し、又はこれを追加徴収する。

前項の規定によつて返還する保険料はその事業についての次期の概算保険料に、これを充當することができる。この場合においては、政府はその旨を當該保険加入者に通知しなければならない。

第三十一條 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、政府は期限を指定して、これを督促しなければならない。

前項の規定によつて督促するときは、政府は納付義務者に對して督促狀を發する。この場合においては督促手数料として命令で定める金額を徴収する。

第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は國稅滞納處分の例によつて、これを處分する。

第三十二條 前條の規定によつて督促をしたときは、政府は徴収金額百圓につき一日四錢の割合で、納付期限の翌日から徴収金完納又は財産差押の日の前日までの日數により計算した延滞金を徴収する。但し、督促狀に指定した期限までに徴収金及び督促手数料を完納したときその他命令で定める場合はこの限りでない。

第三十三條 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の順位は市町村その他これに準すべきものの徴収金につき他の公課に先だつものとする。

第三十四條 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については國稅徵收法第四條の七及び第四條の八の規定を準用する。

#### 第五章 審査の請求、訴願及び訴訟

第三十五條 保険給付に関する決定に異議のある者は保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、保険審査機關に審査を請求し、その決定に不服のある者



は、裁判所に訴を提起することができる。

前項の審査の請求は、時效の中断に關してはこれと裁判上の請求とみなす。

第三十六條 保險審査官は必要があると認める場合においては、職權で審査をすることが出来る。

保險審査官が審査のため必要であると認める場合においては、保險給付の決定をした官吏若しくは吏員に對して意見を求め、保險加入若しくは保險給付を受けるべき者に對して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は醫師に診斷若しくは檢案をさせることができる。

第三十七條 保險料その他この法律の規定による徴收金の賦課又は徴收の處分に關して訴願の提起があつたときは、主務大臣は保險審査機關の審査を経て裁決をする。

第三十八條 保險審査機關は労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を表する者につき、主務大臣が各々同數を委嘱した者で、これを組織する。

第三十九條 保險審査又は保險審査機關は、審査のため必要があると認めるときは證人又は鑑定人の訊問その他の證據調をすることが出来る。

證據調については民事訴訟法の證據調に關する規定及び民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、保險審査官又は保險審査機關の證據調については過料に處し又は拘引を命ずることは出来ない。

第四十條 審査の請求、訴の提起又は訴願は處分の通知又は決定誓の交附を受けた日から六十日以内にこれをしなければならぬ。この場合において審査の請求については民事訴訟法第八條第三項の規定を訴の提起については民事訴訟法第百五十八條第二項及び第百五十九條の規定を準用する。

第四十一條 この章に定めるものの外、保險審査官及び保險審査機關に關し必要な事項は命令で、これを定める。



は、裁判所に訴を提起することができる。

前項の審査の請求は、時效の中断に關してはこれと裁判上の請求とみなす。

第三十六條 保險審査官は必要があると認める場合においては、職權で審査をすることができらる。

保險審査官が審査のため必要であると認める場合においては、保險給付の決定をした官吏若しくは吏員に對して意見を求め、保險加入若しくは保險給付を受けるべき者に對して報告をさせ、若しくは出頭を命じ、又は醫師に診斷若しくは檢案をさせることができる。

第三十七條 保險料その他この法律の規定による徵收金の賦課又は徵收の處分に關して訴願の提起があつたときは、主務大臣は保險審査機關の審査を経て裁決をする。

第三十八條 保險審査機關は労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を表する者につき、主務大臣が各々同數を委嘱した者で、これを組織する。

第三十九條 保險審査又は保險審査機關は、審査のため必要があるときは證人又は鑑定人の訊問その他の證據調をすることができらる。

證據調については民事訴訟法の證據調に關する規定及び民事訴訟費用法第九條及び第十一條乃至第十三條の規定を準用する。但し、保險審査官又は保險審査機關の證據調については過料に處し又は拘引を命ずることはできない。

第四十條 審査の請求、訴の提起又は訴願は處分の通知又は決定書之交附を受けた日から六十日以内にこれをしなければならぬ。この場合において審査の請求については民事訴訟法第八條第三項の規定を訴の提起については民事訴訟法第一百五十八條第二項及び第一百五十九條の規定を準用する。

第四十一條 この章に定めるものの外、保險審査官及び保險審査機關に關し必要な事項は命令で、これを定める。



第四十二條 保險料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又は還付を受ける権利及び保險給付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。前項の時効の中断、停止その他の事項に關しては、民法の時効に關する規定を準用する。

命令の定めるところによつて政府のなす保險料その他のこの法律の規定による徴収金の徴収の告知は、民法第五百五十三條の規定にかかわらず時効中断の效力を生ずる。

第四十三條 この法律又はこの法律に基いて發する命令に規定する期間の計算については民法の期間の計算に關する規定を準用する。

第四十四條 労働者災害補償保險に關する書類には印紙税を課さない。

第四十五條 行政廳又は保險給付を受けるべき者は、労働者の戸籍に關して戸籍事務を掌る者又はその代理者に對して無料で證明を求めることができる。

第四十六條 行政廳は命令の定めるところによつて、労働者を使用する者に、必要な

事項について報告をさせ、文書を提示させその他この法律の施行に關して必要な事務を行わせ、又は出頭させることができる。

第四十七條 行政廳は命令の定めるところによつて、この保險の適用を受ける事業についての労働者に、この保險の施行に關して必要な申出、届出若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させることができる。

第四十八條 行政廳は必要があるときは、當該官吏又は吏員に、この法律の適用を受ける事業の行われる場所を臨檢し、關係者に對して質問し又は帳簿書類の検査をさせることができる。

第四十九條 行政廳は保險給付に關して必要があるときは、命令の定めるところによつて、當該官吏又は吏員に、診療録その他の帳簿書類を檢查させることができる。

第五十條 この法律の施行に關する細目は命令でこれを定める。



第七章 罰 則

第五十一條 當該官吏若しくは吏員又はその職にあつた者が故なく第四十九條の規定による診療録の検査に關して知得した醫師又は齒科醫師の業務上の秘密又は個人の秘密を漏したときは、これを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。  
職務上前項の秘密を知得した他の公務員又は公務員であつた者が、故なくその秘密を漏したときもまた同項と同様である。

第五十二條 保險加入者が左の各號の一に該當するときはこれを六箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。

一、この法律の規定による報告をせず、虚偽の報告をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二、この法律の規定による當該官吏又は吏員の質問に對して答辯をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十三條 保險加入者以外の者であつて保險給付を受けるべき者その他の關係者が、左の各號の一に該當するときはこれを六箇月以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處する。

一、この法律の規定による報告、申出若しくは届出をせず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、文書の提出をせず、又は出頭しなかつた場合

二、この法律の規定による當該吏又は吏員の質問に對し答辯をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第五十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に關して前二條の違反行爲をしたときは行爲者を罰するの外、その法人又は人に對し各本條の罰金刑を科する。

附 則

第五十五條 この法律施行の期日は勅令でこれを定める。



第五十六條 この法律の施行後五年間は、保険料率は第二十六條の規定にかかわらず、労働者災害補償保険委員会に諮つて數等級に區別した賃金一圓當りについて主務大臣がこれを定める。

第五十七條 労働者災害扶助責任保険法はこれを廢止する。

この法律施行前に發生した事故に對する保険給付及びこの法律施行前の期間に屬する保険料に關しては、なお舊法による。

この法律施行前の舊法の罰則を適用すべきであつた者についての處罰については、なお舊法による。

この法律施行の際、労働者災害扶助責任保険につき現に政府と保険契約を締結してゐる者が既に拂込んだこの法律施行後の期間に屬する保険料は、この保険の保険料にこれを充當することができる。

前三項に定めるものの外、舊法廢止の際必要な事項は、命令でこれを定める。

別表

等級	災害補償
第一級	労働基準法第十二條の平均賃金の 一三四〇日分
第二級	同 一一九〇日分
第三級	同 一〇五〇日分
第四級	同 九二〇日分
第五級	同 七九〇日分
第六級	同 六七〇日分
第七級	同 五六〇日分
第八級	同 四五〇日分
第九級	同 三五〇日分
第十級	同 二七〇日分
第十一級	同 二〇〇日分
第十二級	同 一四〇日分
第十三級	同 九〇日分
第十四級	同 五〇日分



労働基準法の災害補償に関する規定 (技考)

療養補償

第七十五条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかゝつた場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。  
前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、命令で定める。

休業補償

第七十六条 労働者が前條の規定による療養のため、労働することができないために賃金を受けられない場合においては、使用者は労働者の療養中平均賃金の百分の六十の休業補償を行わなければならない。

障害補償

第七十七条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかゝり、なおつたとき身體に障害が存する場合においては、使用者はその障害の程度に応じて、平均賃金に別表第一に定める日数を乗じて得た金額の障害補償を行わなければならない。

休業補償及び障害補償の例外

第七十八条 労働者が重大な過失によつて業務上負傷し、又は疾病にかゝり、且つ使用者がその

過失について行政官廳の認定を受けた場合においては、休業補償又は障害補償を行わなくてもよい。

遺族補償

第七十九条 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、遺族又は労働者の死亡當時その収入によつて生計を維持した者に對して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。

葬祭料

第八十条 労働者が業務上死亡した場合には、使用者は、葬祭を行う者に對して、平均賃金の六十日分の葬祭料を支拂わなければならない。

打切補償

第八十一条 第七十五条の規定によつて補償を受ける労働者が、療養開始後三年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、使用者は、平均賃金の千二百日分の打切補償を行い、その後はこの法律の規定による補償を行わなくてもよい。

分割補償

第八十二条 使用者は、支拂能力のあることを證明し、補償を受けるべき者の同意を得た場合において、第七十七条又は第七十九条の規定による補償に替え、平均賃金に別表に定める日数



を乗じて得た金額を、六年にわたり毎年補償することができる。

〔別表第一〕 身體障害等級及び災害補償表

等級	災害補償	等級	災害補償
第一級	一三四〇日分	第八級	四五〇日分
第二級	一一九〇日分	第九級	三五〇日分
第三級	一〇五〇日分	第一〇級	二七〇日分
第四級	九二〇日分	第一級	二〇〇日分
第五級	七九〇日分	第一二級	一四〇日分
第六級	六七〇日分	第一三級	九〇日分
第七級	五六〇日分	第一四級	五〇日分

〔別表第二〕 分割補償表

種別	等級	災害補償	種別	等級	災害補償
障害補償	第一級	二四〇日分	障害補償	第八級	八〇日分
	第二級	二一三日分		第九級	六三日分
	第三級	一八八日分		第一〇級	四八日分
	第四級	一六四日分		第一級	三六日分
	第五級	一四二日分		第一二級	二五日分
	第六級	一二〇日分		第一三級	一六日分
	第七級	一〇〇日分		第一四級	九日分
遺族補償		一八〇日分			



## 労働者災害補償保険特別會計法

第一條 労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険事業を經營するため、特別會計を設けし、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二條 この會計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三條 この會計においては、保険料、積立金から生ずる収入、借入金及び附屬雜收入を以てその歳入とし、保険金、保険料の返還金、保険施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、事業取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

第四條 この會計に關する經費を支弁するため必要があるときは、この會計の負擔で、借入金をなすことができる。

前項の規定により、借入金をなすことができる金額は、純保険料を以て保険金及び保険料の返還金を支弁するに不足する金額を限度とする。

第五條 厚生大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出豫定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。

第六條 この會計の歳入歳出豫算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、これを、款及び項に

區分する。

第七條 内閣は、毎會計年度、この會計の豫算を作成し、一般會計の豫算とともに、これを國會に提出しなければならない。

前項の豫算には、左の書類を添附しなければならない。

一、歳入歳出豫定計算書

二、前前年度の損益計算書及び貸借對照表並びに前前年度末における積立金明細表

三、前年度及び當該年度の豫定損益計算書及び豫定貸借對照表

第八條 この會計において、支拂上現金に餘裕があるときは、これを大藏省預金部に預け入れることができる。

第九條 この會計において、支拂上現金に不足があるときは、この會計の負擔において、一時借入金をなすことができる。

前項の規定による一時借入金は、當該年度内に、これを償還しなければならない。

第十條 第四條に規定する借入金及び前條に規定する一時借入金の借入及び償還に關する事務は大藏大臣が行う。

第十一條 厚生大臣は、毎會計年度、歳入歳出豫定計算書と同一の區分により、この會計の歳入歳出決定計算書を作製し、これを大藏大臣に送付しなければならない。



第十二條 内閣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出決算を作成し、一般會計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

前項の歳入歳出決算には、歳入歳出決定計算書、當該年度の損益計算書、貸借對照表、當該年度末における積立金明細表及び債務に關する計算書を添附しなければならない。

第十三條 この會計において、決算上剩餘金を生じたときは、これを積立金に組み入れなければならない。

この會計において、決算上不足を生じたときは、積立金から、これを補足する。

第十四條 この會計の積立金は、國債を以て保有し又は大藏省預金部に預け入れて、これを運用することができる。

第十五條 この會計において支拂義務の生じた歳出金で、當該年度の目納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出費算は、これを翌年度に繰り~~り~~して使用することができる。

前項の規定による繰越は、財政法第四十三條の規定による大藏大臣の承認を要しない。

厚生大臣は、第一項の規定による繰越をなしたときは、大藏大臣及び會計検査院に通知しなければならない。

第十六條 この法律の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

附 則

この法律は、昭和二十二年七月一日から、これを施行する。

労働者災害扶助責任保険特別會計法は、昭和二十二年六月三十日限りこれを廢止する。

労働者災害扶助責任保険特別會計廢止の際これに屬する積立金は、これをこの會計に歸屬せしめる。

前項の規定により歸屬せしめられた積立金は、第十三條第二項の規定にかかわらず、これを豫算の定めるところに従い使用することができる。

前項に規定するものの外、労働者災害扶助責任保険特別會計廢止の際これに屬する權利義務は、これをこの會計に歸屬せしめる。

この法律施行前になした豫備費の支出並びに労働者災害扶助責任保險特別會計の昭和二十一年度、同二十一年度及び同二十二年度の決算に關しては、なお従前の例による。



25,907  
う

5834

昭和二十二年六月二十五日 印刷  
昭和二十二年六月三十日 發行

定價 三十圓

版權  
所有

編者 勞務行政研究所

發行者 猪股 猛

印刷人 中川 二郎

印刷所 東京港區芝南佐久間町一ノ七 研文社

發行所 東京港區芝公園中央勞働會館 勞務行政研究所

労働問題の  
調査研究誌  
週刊勞政時報 編輯  
會員組織 半年三百圓

電話芝(43)直通一九三五―七番  
(交換)一一三三―六番  
振替東京八二八五二番



1016

~~85~~

366.1

R-66-4



